

令和8年第2回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

令和8年6月 17 日(水)

東洋町議会

余 白

令和8年第2回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 令和8年6月17日(水) 午前9時00分宣告

出席議員(8名)

議長	安岡 良仁	君	副議長	廣田 斎史	君
1番	今宮 幸太	君	2番	岡 洋志	君
3番	大坪 千倫	君	4番	高畠 俊彦	君
5番	武山 裕一	君	6番	田島 毅三夫	君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	長崎 正仁	君
副町長	伊吹 真貴博	君
教育長	蛭子 浩久	君
会計管理者	近藤 真人	君
総務課長	築地 仲音	君
税務課長	田岡 いずみ	君
産業建設課長	大坪 靖幸	君
産業建設課長	生田 憲一	君
教育次長	生松 克祐	君
住民課長	田岡 伊織	君
住民課長	手島 憲作	君
住民課長兼地域包括 支援センター事務局長	堀川 歩	君
産業建設課長補佐	足達 善亮	君
住民課長補佐	奥村 忍	君
代表監査委員	弘田 賀軌	君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	北川 晃彦
事務局書記	手島 秀美

議事日程 別紙のとおり

議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 6番 田島 毅三夫 君 7番 廣田 斎史 君

令和8年第2回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

令和8年6月17日(水) 午前9時開議

- | | | |
|------------|--------|--|
| [日程第1] | 承認第2号 | 専決処分事項「東洋町税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて |
| [日程第2] | 承認第3号 | 専決処分事項「東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて |
| [日程第3] | 承認第4号 | 専決処分事項「令和7年度東洋町一般会計補正予算(専決第4号)」の承認を求めることについて |
| 追加日程
第1 | 発議第4号 | 承認第4号専決処分事項「令和7年度東洋町一般会計補正予算(専決第4号)」に関する附帯決議について |
| [日程第4] | 承認第5号 | 専決処分事項「令和7年度東洋町一般会計補正予算(専決第5号)」の承認を求めることについて |
| [日程第5] | 承認第6号 | 専決処分事項「令和8年度東洋町一般会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて |
| [日程第6] | 議案第26号 | 東洋町監査委員条例等の一部を改正することについて |
| [日程第7] | 議案第27号 | 東洋町印鑑条例の一部を改正することについて |

- | | | |
|---------|--------|--|
| [日程第8] | 議案第28号 | 東洋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を定めることについて |
| [日程第9] | 議案第29号 | 東洋町立小学校設置条例の一部を改正することについて |
| [日程第10] | 議案第30号 | 東洋町立中学校設置条例の一部を改正することについて |
| [日程第11] | 議案第31号 | 令和8年度東洋町一般会計補正予算（第1号）を定めることについて |
| [日程第12] | 議案第32号 | 令和8年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて |
| [日程第13] | 議案第33号 | 令和8年度東洋町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて |
| [日程第14] | 議案第34号 | 東洋町自然休養村管理センター改修工事請負契約の締結について |
| [日程第15] | 発議第3号 | 東洋町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を定めることについて |
| [日程第16] | | 議員派遣について |
| [日程第17] | | 閉会中の継続審査・調査の申し出
(1)総務産業建設常任委員会
(2)議会運営委員会
(3)東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会 |
| [日程第18] | | 一般質問 |

議事のでんまつ

議長

(安岡 良仁 議長)

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

開会にあたり議長から議員各位並びに執行部に対し、一言申し上げます。会議中の私語や不用意な発言は、議場の品位を損なうだけでなく神聖な審議の妨げとなります。地方自治法第 104 条、東洋町会議規則 104 条の規定を遵守し審議中はお互いに規律を重んじ、緊張感を持った真摯な姿勢で臨まれるよう申し添えます。また、議員各位におかれましては、質問の趣旨を明確にし、要点を絞った効率的な質問をされるよう心がけてください。執行部におかれましては、その質問に対して的確かつ誠実に答弁し論点の定まらない的外れな答弁とならないように気をつけてください。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、定足数に達しております。これより令和 8 年第 2 回東洋町議会定例会を開きます。(再開時間：9 時 01 分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり議案として、専決条例 2 件、専決補正予算 3 件、条例 5 件、補正予算 3 件、契約 1 件、発議 1 件、議員派遣 1 件、閉会中の継続審査調査の申出 1 件の計 17 件、それと一般質問であります。

日程に入ります。

日程第 1、承認第 2 号、専決処分事項、東洋町税条例の一部を

改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。
質疑・討論については、本会議で提出されたすべての議案に対し、
1人1時間以内答弁時間も1時間以内とし一問一答方式で行い
ます。また、議会会議規則第54条の規定により、発言はすべて
簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えて
はならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができな
いこととなっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定によ
り、注意し従わない場合は発言を禁止します。それでも議長の指
示に従わない場合は、地方自治法第129条第1項の規定に基づ
き、本日の会議が終わるまで発言を禁止、または議場外への退去
を命じます。

なお、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は議員
の質疑に対し反問できますので、反問する場合は反問しますと発
言の上、挙手を願います。反問も制限時間に含まれます。

これらのほか、法令や規則、条例に抵触することがないように、
発言には十分気をつけてください。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論について、まず、本会議で提出された全ての議案に対し、
議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自
己の意見をほかの議員に賛同させることであります。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第2号、専決処分事項、東洋町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第2、承認第3号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、承認第3号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を挙手により採決します。 本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。 よって、本案は原案のとおり承認することに決定をされました。 日程第3、承認第4号、専決処分事項、令和7年度東洋町一般会計補正予算専決第4号の承認を求めることについての件を議題とします。これより質疑を行います。 質疑の通告が1件ありますので、これを認めます。 3番、大坪千倫君。質疑を始めてください。
3番議員	(大坪 千倫 議員) はい。通告に従い質疑させていただきます。(1) この契約はいつされたのか、お伺いいたします。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 大坪議員の質疑にお答えさせていただきます。令和8年3月18日に、指名競争入札をしております。令和8年3月19日に

	契約を締結させていただいております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 3 番、大坪千倫君。
3 番議員	(大坪 千倫 議員) 再問させていただきます。勘違いだったらすいませんが、議会 1 日目の説明で 3 月 6 日入札 9 日契約と伺っていたように記憶してるんですが、何か変更あったんでしょうか。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) はい。議案説明におきまして、3 月 6 日に実施をした入札事務に不備がありましたので、入札のやり直しをしております、再度入札をしましたのが 3 月の 18 日でございます。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 3 番、大坪千倫君。
3 番議員	(大坪 千倫 議員) はい。次に、工事期間はいつからいつまでか、お伺いいたします。
議長	(安岡 良仁 議長)

総務課長	築地総務課長。 (築地 仲音 総務課長) 大坪議員の質疑にお答えさせていただきます。工期は、令和 8 年 3 月 1 9 日から令和 8 年 6 月の 1 1 日までです。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 3 番、大坪千倫君。
3 番議員	(大坪 千倫 議員) はい。次にこの事業は終わっているか、また支払いは完了しているか伺いたします。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 質疑にお答えさせていただきます。外構工事につきましては、令和 8 年 6 月 3 日に終了をしておりますが、完了検査は終わっていないため、事業は完了をしております。また、支払いにつきましても、検査完了後となります。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 3 番、大坪千倫君。
3 番議員	(大坪 千倫 議員) 再問させていただきます。こちらもしいません勘違いだったら

	すいません。完成してから2週間以内に完成検査をするようなルールがあったと思うんですが、本日するという事でよろしいですか。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 再問にお答えさせていただきます。完了通知をいただいてから14日となっております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 3番、大坪千倫君。
3番議員	(大坪 千倫 議員) (4) この本案は3月6日に専決処分されておりますが、手続上問題ないか、お伺いいたします。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 質疑にお答えさせていただきます。議案説明時に申し上げましたとおり、3月6日実施の入札事務に不備があり、入札をやり直すにあたり、日数を要したことから、年度内に完了が難しいと判断をいたしました。本来でありましたら、3月議会において繰越明許費補正を上程すべきところでありましたが、追加案件として

	上程ができてはおりませんでした。早急に整備が必要であることから、令和８年３月６日に専決処分をさせていただいております。繰越明許費につきましては、議会の議決を得る必要がございます。事後的ではございますが、今回議案を上程させていただいておる次第でございます。どうかご承認をいただきたいと考えております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) ３番、大坪千倫君。
３番議員	(大坪 千倫 議員) はい。再問します。３月６日に専決処理をできたのに、３月６日に追加上程できなかった理由をお聞きします。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 申し訳ございません。本当に失念をしておりましたということでございます。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) ３番、大坪千倫君。
３番議員	(大坪 千倫 議員) 再問します。そもそもの話なんですけれども専決処分を実行するには、地方自治法第１７９条に４つほど理由がありますけれど

	も、代表的なものは、議会を招集する時間的余裕がなかった緊急性のあるものというのが理由としてあるんですが、そもそも専決、今回はできるんでしょうか。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) はい。今回は本当に申し訳ない事態でございまして、瑕疵を治癒するために、事後的ではございますが、今回上程をさせていただいた次第でございます。合法的な契約とするため、必要な、今回は議案となっておりますので、どうかご承認をいただきたいというふうに考えております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 3 番、大坪千倫君。
3 番議員	(大坪 千倫 議員) 以上で終わります。
議長	(安岡 良仁 議長) 3 番、大坪千倫君の質疑が終わりました。 ほかに質疑はありませんか。 (なしとの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。

議長	まず、反対者の討論はありませんか。 (安岡 良仁 議長) 3 番、大坪千倫君。
3 番議員	(大坪 千倫 議員) はい、承認第 6 号、専決処分事項、令和 8 年度東洋町一般会計、 すいません。本案について反対討論いたします。執行部のほうも お認めになったとおり、専決処分を実施する理由には値しない と。判断しまして、一議員としても、地方自治法に反するかもしれ ないものには賛成はしかねるという理由で反対いたします。
議長	(安岡 良仁 議長) ほかに反対討論はありませんか。6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 今のお話聞いていて、執行部のほうの説明等聞いておりまし た。確かに言い訳をしておりますが、一言も申し訳なかったとい うね、謝罪というか、そういう声が聞こえなかったことに反論い たしたいと思います。そういう意味も含めて、今後のことも考え て反対討論とさせていただきます。
議長	(安岡 良仁 議長) 次に、賛成者の討論はありませんか。 (なしとの声あり) ほかに討論ありませんか。 (なしとの声あり)

7 番議員	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 暫時休憩します。再開は 9 時半からです。 (休憩時間： 9 時 1 7 分) 再開をいたします。 再開いたします。休憩を 9 時 4 5 分まで延長します。再開は 9 時 4 5 分です。 再開をいたします。 (再開時間： 9 時 4 5 分) これより、承認第 4 号、専決処分事項、令和 7 年度東洋町一般会計補正予算（専決第 4 号）の承認を求めることについての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。 よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。 (議員自席より、議長。との声あり) 7 番、廣田 斎史 君。 (廣田 斎史 議員) 議長、動議です。承認第 4 号専決処分事項、令和 7 年度東洋町一般会計補正予算（専決第 4 号）に関する附帯決議案を提出します。
--------------	---

議長	(安岡 良仁 議長) 一旦、休憩します。 (休憩時間：9時46分) 再開します。 (再開時間：9時47分) ただ今、廣田斎史君から専決処分事項「令和7年度東洋町一般会計補正予算（専決第4号）」に関する附帯決議の動議が提出されました。 ただ今の廣田斎史君からの動議については、会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成がありましたので動議は成立いたしました。 専決処分事項「令和7年度東洋町一般会計補正予算（専決第4号）」に関する附帯決議の動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。 よって、この動議は日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは可決されました。 ここで、休憩に入ります。 (休憩時間：9時48分) 休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開時間：9時49分) これより、追加日程第1、発議第4号専決処分事項「令和7年度東洋町一般会計補正予算（専決第4号）」に関する附帯決議についての件を議題とします。提出者の説明を求めます。
----	---

7 番議員	7 番、廣田 齋史君。 (廣田 齋史 議員) 発議第 4 号、承認第 4 号、専決処分事項「令和 7 年度東洋町一般会計補正予算（専決第 4 号）」に関する附帯決議について。 決議案を別紙のとおり、東洋町議会会議規則第 14 条の規定により提出いたします。本日提出であります。 提出者は私、廣田 齋史。賛成者は、高畠俊彦、武山裕一、今宮幸太、田島毅三夫、岡 洋志各議員であります。 それでは提出理由をご説明いたします。承認第 4 号で承認された専決処分に関する決議について説明いたします。 地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、緊急を要することなど 4 つの要件により、今回の専決処分のように町長は議決が必要な事件を処分することができるとなっております。 そして、同条 3 項によりその処置を行ったときは、次の議会に報告して承認を得なければならないとなっております。 しかし、今回専決処分された 3 月 6 日は、令和 8 年度第 1 回定例会の会期である 3 月 5 日から 13 日の開会中であります。本来であれば 13 日までに補正予算として追加提案するなどしなければならず、そもそも休会中ではありますが定例会開会中ですので、この期間中に専決処分を行うことはできないのではないかと思います。 今後、このようなことのないよう、関係法令を遵守し、事務を行われるよう強く求めるものであります。以上で趣旨説明を終わります。 (安岡 良仁 議長)
議長	(安岡 良仁 議長)

提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第4号、専決処分事項、令和7年度東洋町一般会計補正予算専決第4号に関する付帯決議についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、承認第5号、専決処分事項、令和7年度東洋町一般会計補正予算専決第5号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたので、これを認めます。

	6 番、田島毅三夫君、質疑を始めてください。 6 番議員 (田島 毅三夫 議員) それでは、承認第 5 号の一般会計専決 5 号への質疑をさせていただきます。1 番目です。森林環境譲与税基金積立金 60 万円についてお聞きしたいと思います。この環境譲与税の各年度の譲与額等支出項目及び支出額、積立金額を聞くという質問でございます。よろしくお願いします。 議長 (安岡 良仁 議長) 生田産業建設課長。 産業建設課長 (生田 憲一 産業建設課長) はい。質疑にお答えします。この 60 万円につきましては、令和 7 年度の森林環境譲与税 2,180 万 4 千円から譲与税を財源とする支出合計 1,580 万 4 千円を差し引いた額、600 万円は全て積立金に充てることとなっておりますので、予算額との差額を専決予算として計上したものでございます。なお、各年度の森林環境譲与税と支出額、積立金ということですが、ここでは、森林環境譲与税が始まった令和元年度から 7 年度までの合計額を申し上げたいと思います。令和元年から令和 7 年度の森林環境譲与税の合計額 9,693 万 4 千。すいません。失礼しました。先ほど、譲与税を財源とする支出額 1,580 万 4 千円を差し引いた額、600 万円と申しましたがすいません、60 万円でした。申し訳ありません。 続いて、ここでは、令和元年度から令和 7 年度の森林環境譲与税の合計額 9,693 万 4 千円に対し、支出額合計 4,808 万
--	--

	1千円。積立金合計は、4,885万3千円となっております。 また、主な支出項目としましては、里山林整備事業補助金や、森林経営管理制度事業、また、林道の維持管理など、林業や木材の利用促進に関わる事業に充当されております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6番、田島毅三夫君
6番議員	(田島 毅三夫 議員) それでは、再問として一つお聞きしたいと思います。今後この積立金4,885万円とかいいましたかね、その積立て資金はどのようなものに使うための資金積立てかお聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 田島議員の再問にお答えします。すいませんがその前に先ほど積立金令和元年度から7年度までの積立金合計を4,885万3千円と申し上げましたがすいません、合計額を訂正させていただきます。積立金合計額は4,345万3千円となっております。すいません。 それで先ほど再問ありました、今後の支出項目っていうことですが、今後も、林業や木材の利用促進等に関わる事業に今後も充当していきたいと考えております。以上でございます。

議長	(安岡 良仁 議長) すいません。J－A L E R Tのテストがありますので、休憩します。 (休憩時間：9時59分) 再開をいたします。 (再開時間：10時01分)
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) すいません。先ほど田島議員の質問のあった件に対し、すいません。さらに修正をさせていただきたいと思います。先ほど今年度の令和7年度の差し引いた額600万円を60万円にということだったんですが、すいません。正しくは最初のとおり600万円が正しい金額だったので、すいません、ゼロが一つ抜けとったかと思います。すいません。自分が勘違いしておりました。令和元年度から令和7年度の積立金合計を、最終的に4,885万3千円が正しい数字となっております。大変失礼いたしました。
議長	(安岡 良仁 議長) 6番、田島毅三夫君
6番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう修正といいますかね、人間のことやから構いませんが、これはやっぱり今までの期間こんだけの間があって、資料もずっと回されてしてるんですからね。誰かやっぱり内部の方から

	も注意忠告と言うのが必要だと思います。これを一応要請として 言っておきますけれども。 二つ目の質疑に入ります。地方創生港整備推進交付金事業負担 金１１２万円についてお聞きしたいと思います。今回補正された この港湾整備の事業内容をお聞きする。どこでどのようなところ にどのようなものを整備するのか、お聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 足達産業建設課長補佐。
産業建設課長補 佐	(足達 善亮 産業建設課長補佐) 田島議員の質疑にお答えいたします。野根漁港沖防波堤へ据え 付ける消波ブロックの製作に関する負担金です。以上です。
議会	(安岡 良仁 議長) ６番、田島毅三夫君
６番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう説明がありました。これによって、東洋町の漁業とい いますか、そういうものにどのような影響があるか、これがなけ ればどのような問題があるのかちょっとうちも疑問に思ってい ますので説明をお願いいたします。
議長	(安岡 良仁 議長) 足達産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(足達 善亮 産業建設課長補佐)

6 番議員

終わります。

(安岡 良仁 議長)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第 5 号、専決処分事項、令和 7 年度東洋町一般会計補正予算専決第 5 号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

2 2

	会計補正予算専決第１号の承認を求めることについての件を議題とします。 これより質疑を行います。 質疑の通告が１件ありましたのでこれを認めます。
議長	(安岡 良仁 議長) ３番、大坪千倫君。質疑を始めてください。
３番議員	(大坪 千倫 議員) はい、通告に従い質疑させていただきます。予算書の１３ページ、２款総務費、１項総務管理費、１０目公共交通管理費、１２節委託料、地域公共交通計画策定業務委託料マイナス５００万円について２点お伺いしていきます。一つ目、実施主体が町から東洋町地域公共交通会議に変更になったと議会初日に伺いましたが、その理由についてお伺いいたします。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 大坪議員の質疑にお答えさせていただきます。本町が活用を予定している国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第１０６条第１項におきまして、事業の実施主体として補助金を受け取ることができる対象者は、活性化法法定協議会とすることが規定をされております。 当初予算計上時におきまして、町が直接民間業者と契約を締結をし、実施することを想定しており委託料予算計上をしておりま

	した。交付申請を行うに当たり、国への補助金申請や実際の事業執行は町ではなく、協議会が担う必要があることが確認されたため、今回、委託料から補助金へ予算の組替えをさせていただいたものでございます。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 3 番、大坪千倫君。
3 番議員	(大坪 千倫 議員) 再問します。これは国のガイドラインで最初から補助金を受けるためには公共交通会議が主体となるというのは、もう既に最初から規定されていたことなんじゃないでしょうか。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) はい。こちらにつきましてはちょっと確認不足もありまして、国庫の方につきましては、協議会が実施主体ということになっているのは規定をされておりました。また、県の公共交通の補助金もあるんですけども、こちらにつきましては、東洋町の方が申請をするという形になりましてちょっと、申請の実施主体がちょっと異なっておるということもありまして、ちょっと認識不足もございました。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 3 番、大坪千倫君。

3 番議員	(大坪 千倫 議員) もう再問はしませんけれども、認識間違いであったということであれば、やはり議会初日説明時にやっぱり申し上げて欲しかったという気持ちはあるということ。そして、人がやることなんでミスはある程度は仕方ないと思うんですけれども、今後、チェック体制を強化して再発防止に努めていっていただきたいと思います。次に移ります。専決処分日を4月の28日に設定した理由をお聞きます。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 大坪議員の質疑にお答えさせていただきます。専決処分日が4月28日となっておりますのは、当該法定協議会であります東洋町地域公共交通会議を設置した日でございます。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 3 番、大坪千倫君。
3 番議員	(大坪 千倫 議員) はい。以上で終わります。ありがとうございました。
議長	(安岡 良仁 議長) 3 番、大坪千倫君の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、承認第 6 号、専決処分事項、令和 8 年度東洋町一般会計補正予算専決第 1 号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第 6、議案第 26 号、東洋町監査委員条例等の一部を改正することについての件を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 2 6 号、東洋町監査委員条例等の一部を改正することについての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 2 7 号、東洋町印鑑条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます

これで討論を終わります。

	これより議案第 27 号、東洋町印鑑条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 8、議案第 28 号、東洋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を定めることについての件を議題とします。 これより質疑を行います。 質疑の通告が 1 件ありましたので、これを認めます。 6 番、田島毅三夫君。質疑を始めてください。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) それでは、議案第 28 号、町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準条例への質疑ということで、何点かお聞きしたいと思います。まず 1 番目、子どもの人権の擁護とありますが、具体的に聞きたいと思います。また、虐待としつけの違いをお聞きしたいと思います。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 手島住民課長。
住民課長	(手島 憲作 住民課長) 田島議員の質疑にお答えします。子どもの人権の擁護とは、子どもを一人の独立した人として尊重し、その命や尊厳、最善の利益を守ることを意味します。単に虐待や暴力だけを防ぐだけでなく、子どもの気持ちに寄り添い、健やかな成長を支えるための全

	ての配慮や関わりを含んでおります。続きまして、児童虐待としつけの違いにつきましては、児童虐待とは、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の行為を行うことを指し、大人が感情的に子どもをコントロールするものと分類されております。 それに対して、しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等を目的とし、大人が感情的にならずに子どもが自分の感情や行動をコントロールしていくことができるように教えていくことでございます。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 一点再問させていただきます。バツとしつけの線引きと今説明いただきましたが、選別というのは誰がするのでしょうか。性格の違う園児への対応はどう考えるのか。それぞれの子どもさんにもそれぞれ性格があります。それでいろいろと体質といろいろな内容と違いますが、その人の中からバツと今言うしつけですね。今言われた条件にどのように判断していくのか。例えばこちらの人によっては、これいかんと思っても、こちらの人にとってはそれは常識というか当たり前のような形であるとか、いろいろそういう人によってもあれがあると思うんですよね。そういう判断はどなたがするのかお聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 田岡住民課長。

住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 再問にお答えをいたします。もう一度簡潔に申しますと、しつけというのはですね、子どもの尊厳を傷つけることなく行われるものを言います。逆に指導、教育の意図があったとしても、恐怖や苦痛を与える手段をもってする行為は、しつけとは言えず、虐待に該当するものであると認識をしております。区別なんですけども、子どもの尊厳を傷つけることなく行う、そういう手段をもってするのか、それとも恐怖や苦痛を与える手段をもってするのか、その用いる手段によって区別されるものであると考えております。その判断はですね、それぞれの保育士が判断をして行うものであります。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁をいただきました。前回の2月やったか、1月やったですかね、起こった問題のときには、このことが結局4項目か5項目か問題として争点として提出されましたけれども、そのうち一つやったですかね二つやったですかね。これは問題として取上げられましたが、そのあと残りはもうそのままこれは問題ないということで、削除されたんですけどね、
議長	(安岡 良仁 議長) 田島議員ちょっと議題外にそれてます。

6 番議員	(田島 毅三夫 議員) こういうことがあるからうちはその判断というのはものすごい大事だと思うんです。誰がどのようにその最初にこれが問題だということ判断して、それは実際話合いの中でそれが違ってたということが起こっては、子どもさんについても大変な問題になりますんでそのこのところをもう一度、どのように判断するのか、お聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 先ほど、住民課長が答弁しましたので。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) うん、聞いた、聞いたけど再確認で。なければいいです。
議長	(安岡 良仁 議長) 次の質問に移ってください。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) それでは二つ目の質疑に入ります。虐待防止責任者を設置すると防止責任者を設置するとありますね。第三者的な人選か、お聞きしたいと思います。この方はどの方を人選していくのか、誰が人選するのか。そういうことをお聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 手島住民課長。
住民課長	(手島 憲作 住民課長)

	田島議員の質疑にお答えします。子どもの人権の擁護、虐待の防止等のための責任者を設置する等必要な体制の整備を行うための責任者につきましては、未然防止、早期発見及び発生時の迅速な対応を統括する園長となりますので、第三者的な人選はありません。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁をいただきました。うちは何でこういう質問しているか質疑しているかということ、前回のことでうちはそれを踏まえて言ってるんですよ。前回は園長さんかどなたか知りませんが、当時、今言う保育園の方で判断をして、その結果がああいう大きな問題になったわけですからね。そういう意味でうちはその第三者的なこの判断のできる人でなければいけないという考えをもっちゃったもので、こういう質疑したんです。どうですか。もし答弁ができればよろしく願いいたします。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) お答えをいたします。議員がおっしゃられているのは相談先とか通報先のことをおっしゃられているのではないかと思うんですけども、あくまでこれは虐待防止の責任者でございます。責任者はですね、施設長が担うものであり、最終的には町立保育園で

	すので、最終の責任は町長が負うものでございます。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁をいただきました。うちはもし間違ったら申し訳ございません。虐待防止責任ということですね、その責任と言いますか。認めるといいますか、それを決定する責任者と考えていたんです。そういう意味から聞いたんですが、そういう今、園長さんとしても仮に園長さんだとしても問題が起こってきたときに、両方の双方の意見といいますか、園の方、あるいはまた子どもさんの、そういう方の言い分というのはやっぱりかっちりと聞いて、その上で判断していくという形がなければ、この前のことをちょっと例に挙げますと、机の上に子どもさんを置いて、なにをしたと、懲罰にかけたというようなことも出ていましたものでね。そういうことをするときの判断をどなたがしているか、
議長	(安岡 良仁 議長) 田島さんもう、この発言が質疑の議題に直接関係ありませんので、次の質問に移ってください。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 今後そういうことも踏まえて、検討をよろしくお願いいたします。三つ目の質疑に入ります。研修の実施とその他のこれはちょっと待ってくださいね。35 ページです。私たちいただいた資料

の35ページを今持って質問して質疑しております。研修の実施とその他の措置を講ずるよう努めなければいけないとありますが、講じなければいけないにすべきではないのか。例えば努めなければいけないということであれば、結局努めはできなくても仕方ないというようにとれるんですよ。こういう大事なことはやっぱり講じなければいけないとすべきじゃないのかということで聞いております。以上です。

議長

(安岡 良仁 議長)

手島住民課長。

住民課長

(手島 憲作 住民課長)

田島議員の質疑にお答えします。条例の一般原則において研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならなかった経緯につきましては、国の定める特定乳児通園支援事業の運営に関する基準の記載に準拠しているためでございます。以上です。

議長

(安岡 良仁 議長)

6番、田島毅三夫君

6番議員

(田島 毅三夫 議員)

よく分かります。よく分かりますが、現に東洋町では問題起きているんですよ。そういうことを踏まえて私は努めるではないと、かちっとこの際町独自でかちっと決めるとこう修正できないかという質疑でございます。よろしくお願いします。もう一度。

議長	(安岡 良仁 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) はい。補足説明をいたします。努めなければならないという、これは努力義務と言いますけども、この努力義務にとどめた理由はですね、本条例は、本町の公立保育園のみを対象としておらず、規模や運営実態が様々な民間事業者を含む全事業者全般を対象としております。そういうことでありますので一律に義務とするのではなく、努力義務というふうにさせていただいております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) すいません、もう一回確認させてください。この28号議案の町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準条例への質疑となっておりますので、うちはこれは東洋町の保育園関係のこういう規定といいますか、そういうことだと思って今質疑してるんですが、これはどこか周りの全体も入ってるんですか。私は仮にそれが入っていてもこの、この中で、保育園と町の保育園として決めていきましょう。現に問題があったわけですからね。それを防ぐためにはこうすべきじゃないですかという質疑です。よろしくお願いもう一度できればお願いしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長)

住民課長	田岡住民課長。 (田岡 伊織 住民課長) 本条例はですね、このこども誰でも通園制度を行うあるいは行おうとする事業者全般を対象としてつくっておるものでありまして、本町の町立保育園だけを指しているものではないです。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 質疑これで終わりますが、これは結局誰がどういう方たちがこれを決めていくんですか、このなには、この今言う条例ですよ、規則ですね。この中でこういう問題はうちの一つの問題としてやっぱり皆が意見を出し合うべきだと思ってるんですが、今後これはまた、よくうちらも観察といいますか、あれですが検査をさせていただきます。 それでは4番目に入ります。これもやはり同じページです35ページです資料の。特定乳児数の定数規定がありますが、定数以上の場合どう対応するのかお聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 手島住民課長。
住民課長	(手島 憲作 住民課長) 田島議員の質疑にお答えします。特定乳幼児等通園支援事業に

	ついでに甲浦保育園では、余裕活用型を採用しております。余裕活用型の利用定員は、既存の認可定員から現在の在園園児を差し引いた範囲内と法律で定められているため、空き枠、定数になるんですけど空き枠以上の受入れはできません。 6月現在、甲浦保育園は1歳児が1名、2歳児が3名の計4名園児を保育士1名で対応しております。国の保育士配置基準では、1、2歳児の園児に対して保育士一人で6名までとなっておりますので、空き枠としては2名まで受入れできます。 続きまして、0歳児は現在3名で、年度途中での入園児は4名予定しております。保育士につきましては、最大3名を配置する予定です。国の保育士配置基準では保育士1名に対して子ども3名までとなっておりますので、空き枠としては2名まで受入れできます。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6番、田島毅三夫君
6番議員	(田島 毅三夫 議員) もう一つ教えてください。私はこういうなぜ質疑したかといいますと、人数をオーバーしたような応募者があったときにどうするかということが気になったものでこういうことをお願いしたんです。ほんでこれは今後もうちは今定員いっぱいですから、受入れはできません。できませんと、受けられませんということであってはいけないので、そういうことで聞きました。もしそのことに関して答弁お聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長)

住民課長	田岡住民課長。 (田岡 伊織 住民課長) ええとですね、この条例１時間当たりの利用定員を定めております。利用定員を超える申込みがあった場合はですね、利用時間をずらすなどして受入れないということではなくて、利用時間をずらすなどして調整をすることは可能かと思いますのでそのように対応したいと思います。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) ６番、田島毅三夫君
６番議員	(田島 毅三夫 議員) ５番目です。これはちょっと次のページ３６ページの分でお聞きしたいと思います。第５条に正当な理由がなければ、保護者の利用申込みを拒んではいけないとありますが、この正当とは、例えばどんな理由か誰が判断するのかお聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 手島住民課長。
住民課長	(手島 憲作 住民課長) 田島議員の質疑にお答えします。正当な理由の一つに、定員が超過している場合があります。これにつきましては、先ほども説明いたしました。現在の保育士が対応できる園児数が決まっており、定員に達して空き枠がない場合が当てはまります。 次に、既に認可保育所等に在籍している園児や年齢要件を満た

	してない子ども満3歳以上の園児が対象外になります。 そして、特別な配慮が必要な園児の場合につきましては、保育士以外の専門的な人員配置の枠を超えてしまい、安全確保が不可能な場合が当てはまります。 続きまして、誰が判断するかにつきましては、申請書類については住民課長が判断し、面談につきましては、園長が判断することになります。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6番、田島毅三夫君
6番議員	(田島 毅三夫 議員) 今後こういう問題は起こらないように、かっちりとした判断をよろしくお願いいたします。 続いて6番目の質疑をお願いいたします。47ページです。第28条に苦情を受け付ける窓口の設置が規定されておりますが、この窓口は園に置くのか、町への報告義務はあるのか。園へ置いてそれから園の方からどのようにするかということを、町の方へ報告があるのかないのかお聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 手島住民課長。
住民課長	(手島 憲作 住民課長) 田島議員の質疑にお答えします。苦情相談窓口につきましては、苦情受付担当の保育園長、苦情解決責任者の住民課長。そして第三者委員の2名が苦情相談窓口として設置しております。

	苦情を解決するために、このような体制を整えておりますので、町へは必然的に通告されるようになっております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) もう 1 点。最終確認しておきます。そういう答弁をいただきました。しかしうちのがこうしてなぜ今日こういう質問をしつこくこう質問質疑しているかという、この間のようなああいう大きな問題起こったら大変やということだね。今後、公平公正にということでお聞きしてるんですが、もう一点教えてください。こうした園と行政による受付窓口は公平公正でなければいけないが、上意下達の公務員では公平が保てないということは今までよく目にしてきました。こういうことについては、もし異議申立て等あったときにはどう対応するでしょうかお聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) お答えをいたします。保育園のですね、見やすい場所にも計上させていただいておりますけども、要望とか苦情とか相談の相談先ですね、先ほど申し上げました、園長と課長以外に、第三者委員という方。選任をしております。これ一般の方なんですけども、

	それとは別にですね、高知県運営適正委員会というものが県社協の中にあるんですけども、そちらのほうの相談先も掲示しておりますので、何かあればですね、そういった外部のところに相談をしていただけるという体制はとらせていただいております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) よく分かりましたといいますか、了解しました。ただ現にそういうことはなかなか行われていないということで問題起こってるんです。そういうことで、もう今後、大きな改善をして求めたい。そういうことで質問、質疑を終わりたいと思います。 反対討論のほうでやられるのか。はい。申し訳ございません。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。 ほかに質疑はありませんか。 (なしとの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対の討論はありませんか。 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員)

それでは反対討論させていただきます。本件は年初めにですね、保育園での争論がありましたが、今回の基準条例では、当時の争論となった問題点が、かちつとした解決されていないと自分で受け止めております。今後のことも考えますと、再度厳しく明確な規則に修正しておかなければ、二の舞を踏むおそれがある、そういう心配をしております。再生、再審査作成を求めて反対討論としておきます。以上です。

議長

(安岡 良仁 議長)

次に賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第28号、東洋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を定めることについての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第29号、東洋町立小学校設置条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 29 号、東洋町立小学校設置条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 30 号、東洋町立中学校設置条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第 30 号、東洋町立中学校設置条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 11、議案第 31 号、令和 8 年度東洋町一般会計補正予算第 1 号を定めることについての件を議題とします。これより質疑を行います。質疑の通告が 4 件ありましたので、これを認めます。7 番、廣田 斎史君。質疑を始めてください。
7 番議員	(廣田 斎史 議員) はい、それでは通告どおり質疑させていただきます。議案第 31 号、令和 8 年度東洋町一般会計補正予算第 1 号を定めることについて、19 ページ、2 款総務費 7 目企画費、18 節負担金補助及び交付金、東洋町地域活性化プラン支援事業補助金 40 万円についてお伺いします。一つ目、この補助金の要綱にあります交付対象それから補助金額などの内容を伺います。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の質疑にお答えします。まず、補助の目的は、町民が

	自ら考える仕組みをつくることにより、地域の主体的な活動の助長及び人材を育成することにより、自立したまちづくりの推進を図るため、個人や団体等が地域を元気にするために実施する事業に要する経費を補助するものです。補助金の交付対象事業は、地域づくり支援、広域的連携、集落の力につなげる活動推進支援の三つの事業を交付の対象としております。次に補助金額に関しまして、補助対象経費の８０パーセント以内とし、補助の限度額は、地域づくり支援事業が１００万円、広域的連携事業は２００万円、集落の力につなげる活動推進支援事業は５０万円となっております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) ７番、廣田斎史君。
７番議員	(廣田 斎史 議員) はい。内容分かりました。再問します。これで補助する団体に対する回数制限、何回までとかいうのはあります。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 質疑にお答えします。回数の制限は特に設けておりません。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) ７番、廣田斎史君。

7 番議員	(廣田 斎史 議員) はい。2 番目に移ります。今回補助を受ける団体、伝統行事祭典実行委員会これの概要を伺います。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 質疑にお答えします。実行委員会の甲浦東、西、中町、小池、原、河内地区等の住民で構成をされておりまして、甲浦地域の伝統的な地域行事を核として地域全体の賑わいと交流を促進することを目的としております。この目的を達成するために、甲浦地域の伝統行事及び関連イベントを執り行う団体としまして、地域文化の継承、周知、本町の伝統や文化を町外へPRするとともに、移住者の確保やUターンを促すことなど、こういった活動を予定しております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 7 番、廣田斎史君。
7 番議員	(廣田 斎史 議員) はい。それでは、三つ目に移ります。この今回の補助金40万円出てますがこれの用途を伺います。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。

産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 質疑にお答えします。人口減少少子高齢化が進む中、甲浦地域の伝統的な地域行事の存続も危ぶまれている中、地域を盛り上げていこうとする甲浦地区、20代から30代の若い世代を中心に起ち上がった団体の活動に対しまして、飲食を除く伝統行事の運営費や準備に要する費用を補助する予定としております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 7番、廣田斎史君。
7番議員	(廣田 斎史 議員) 再問します。伝統行事の運営ってということなんですが、その辺ちょっと細かいことまでは、説明はできませんか。どういうことっていうか、伝統行事の。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 質疑にお答えします。具体的にはですね、今現在考えられているのが甲浦八幡宮の神祭のことになっております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 7番、廣田斎史君。

7 番議員	(廣田 斎史 議員) はい。分かりました。それでは、二つ目大きい二つ目です。19 ページの 2 款総務費、1 1 目物価高騰対応重点支援事業費、1 8 節、東洋町事業者等物価高騰対策重点給付金 7 3 4 万円について伺います。一つ目、事業者である商工業者、農林漁業従事者、福祉、医療施設等に対する補助金とのことでしたが、対象者となる各業種別の要件を伺います。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 質疑にお答えします。交付金の対象事業者につきましては、商工会、農協、漁協などに照会をかけまして、事業者を洗い出しをしております。要件につきましては、全事業者共通のものにしておりまして、町内に居住地及び事務所または事業所を有すること。かつ令和 8 年 4 月 1 日時点で過去 1 年間事業を行っており、その事業収入を主たる収入源として今後も継続的に事業を営むこととしております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 7 番、廣田斎史君。
7 番議員	(廣田 斎史 議員) 再問します。商工業者の事業者は、そういうことで分かりますが、農林漁業従事者ですよね。例えば漁業者でいった場合に、ど

	ういう要件でそれが当たるのかっていうのはどうですか。伺います。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 具体的に農業者、漁業者の対象をどういうふうに洗い出したか ということ思うんですけども、照会につきましては、農協、漁協 のほうに問合せをしまして、実際水揚げのある方などをですね、 漁協、団体のほうからですね教えていただいて、それをもとに事 業者のほうを洗い出しをしております。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 7 番、廣田斎史君。
7 番議員	(廣田 斎史 議員) はい。再問します。ということは、申請云々じゃなくてもう、 こっちから選ぶというか、申請とかは必要ないということであり ますか。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 質疑にお答えいたします。役場の方で各団体の方に問合せをか けまして、事業者の方は選定をしております。この後の手続とし

	ましては、給付金支給申請書兼請求書の方ですね、対象となる事業者の方にですね書類を送付させていただきまして、その後、給付金の事務の手続を進めていくような流れとしております。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 7 番、廣田斎史君。
7 番議員	(廣田 斎史 議員) はい。それでは二つ目②です、各事業所で補助金額が事業者で、補助金額が 3 万円、5 万円 1 0 万円となっておりますが、件数などの予算の内訳を伺います。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 質疑にお答えします。今回の給付金の内訳ですけれども給付金 3 万円は、商工業者、農林水産業などの事業者 2 0 8 件を、5 万円は、通所型の福祉施設の事業者 2 件を、1 0 万円では、医療機関及び入所型の福祉施設の事業者 4 件、合計 2 1 4 件を予定しております。 また、予算上事業者の把握漏れなどに備えまして、2 0 件分を別途計上させていただいております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 7 番、廣田斎史君。

7 番議員	(廣田 斎史 議員) はい、分かりました。三つ目に移ります。三つ目さっき手続き交付方法っていうのがあったんですけど先ほど説明ありましたね。交付時期が大体いつぐらいなのか伺います。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 質疑にお答えします。先ほども若干触れさせていただきましたけども、給付金の支給申請書兼請求書を順次、送付をいたしますので、その書類が事業者の方から役場に提出をされましたら、順次、給付の手続を進めていきたいというふうに考えております。またこの申請書の提出期限につきましては本年 1 2 月末を予定しております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 7 番、廣田斎史君。
7 番議員	(廣田 斎史 議員) はい。分かりました。再問というか財源の確認なんですが、これ、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というのが、ありましたが、これを全部 1 0 0 パーセント利用しての財源なんですか。
議長	(安岡 良仁 議長)

	大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 質疑にお答えします。この財源につきましては先ほどの国の交付金を全額充当する予定としております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 7 番、廣田斎史君。
7 番議員	(廣田 斎史 議員) 私、これで終わります。
議長	(安岡 良仁 議長) 7 番、廣田斎史君の質疑が終わりました。 休憩します。再開は 1 1 時 1 0 分。1 1 時 1 0 分です。 (休憩時間：1 0 時 5 6 分) 再開をいたします。 続いて、6 番、田島毅三夫君、質疑を始めてください。 (再開時間：1 1 時 1 0 分)
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) それでは、通告してありますが、議案第 3 1 号、令和 8 年度一般会計補正予算第 1 号への質疑をさせていただきます。まず一つ目に、1 7 ページにあります弁護士委託料 1 0 万円について少しお聞きしたいと思います。センターなぎの周囲 2 箇所の住宅沈下被害への弁護士委託と聞きますが、争点の内容をお聞きしたいと

	思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 田島議員の質疑にお答えさせていただきます。施工主、施工業者、設計業者で最善の対処を行っていたと思いますが、施工過程におきまして、設計監理、施工不良及び想定外の事象の有無などにつきまして、新ためて検証するため、弁護士への相談を行っておるものでございます。令和7年12月24日に弁護士相談を行い、令和8年度に入りまして5月22日、次回の相談は6月29日を予定をしております。 今回の補正は、当初予算において、弁護士委託料10万円を計上しておりましたが、今後の不足見込み分といたしまして10万円を追加させていただいております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6番、田島毅三夫君
6番議員	(田島 毅三夫 議員) いや、今答弁いただきましてちょっと疑問点がありますのでお聞きしたいと思いますが、この今言う今回の弁護士費用10万円については、これは新たな問題についての訴訟といいますかそういう問題点についてではないんですかそれとも、先ほど言われましたように過去の分についてもひっくるめてやられるんでしょうかお聞きしたいと思います。

議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 過去の事案についての検証になります。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) いや、こういうことを最初に行ったときに教えてくれやね、教えてくれんのや、問題は議会で言うてくれと言うてね、ほら、分かりました。そうなりますと、これは、あるいは7年ほど前になりますかねあれいつやったかね、令和、1 回目の問題、家を建てたときに、岩盤が下まで行ってないから隣は傾いたとか、それからいろいろ裏側の人がちょっと地盤が沈下したというような問題が起りましたが、その分もひっくるめてやるんでしょうか、お聞きしたいと思います。確認です。具体的な
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) なぎ建設工事に伴う周辺家屋被害等について、今後の対応方針や法的な整理、関係者の責任の所在などについて専門的な助言を受けることとしております。以上でございます。

議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問です。そうなってきたらこれは過去の分で、もう修理が終わって補償した分ももう一遍 1 からということになるんでしょうかしつこいようですがもう一度お聞きしたいと思います。そんなことができるんかな。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 質疑にお答えいたします。1 からの検証になります。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 1 回目の争論のときに問題が起こったときに私はこういう質問をしております。
議長	(安岡 良仁 議長) 前の質問はいいです。

6 番議員	(田島 毅三夫 議員) けんど、前のも入っちゃる言うからほら。そういうその時に、このままでは確かに修繕しました。大工さんが入ってきれいに直して、それで一応完了ということだったんですがうちは本当の質問ときに、今後１０年１５年たっていたら必ずまたこの問題起こりますよという提案をして意見を言ってそれからうちは業者に払えという提案をしてきたんですが、この今言う問題になっている補償というのは、これはどこを目当てにして今争論してるんですか。お聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) お答えいたします。施工業者や設計業者にも責任がなかったのか、その根拠を明らかにしたいという考えの元によるものでございます。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) ちょっと確認させてもらいますが、私は今日の質疑というのは、１回目の問題は解決してそれで了解されたが、後日、２回目の新たな問題起こったときの今言う訴訟というか裁判というか弁護士相談やということを考えてたんですが、これは以前の分まで遡ってやると思ったらこれは、少し大きな問題になるんじゃない

	いんですか。町長のお考えを聞きたいと思います。 もう一旦、前回の分は結論が出てるわけですね。解決してね。もう町全部払いましたよね。あの時はね。それを一旦終わってるのに、ぶり返してもう1回それからやるんでしょうか。うちは2回目の新たな再発に対する問題やなと思って今質問しようとしちよった、質疑しようとしちよったんですけどね。そのところをもう1回だけ確認させてください。
議長	(安岡 良仁 議長) 伊吹副町長。
副町長	(伊吹 真貴博 副町長) 田島議員の再問にお答えいたします。前回令和4年にですね、町の方が想定外の被害については、町が全額見ますという答弁をしていると思います。ただ、今回想定外かどうかというところも含めて調査を依頼したんですけれども、その調査報告書が想定外ではないようなことも書かれておりましたので、それをもって今、弁護士の方と相談をしている。状況でございます。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6番、田島毅三夫君
6番議員	(田島 毅三夫 議員) 副町長からそういう答弁をいただきましたが、あのときにはもう想定外ではなくて想定が入る想定されるべき内容やったんです。例えば打ち込んだ基礎が砂地を通過して砂地の下に岩盤があっ

	たんですけどもそれまでの何メートルもの間上げてそこで止めていたり、隣の家との間に、ほの擁壁やない、ごめんなさい。柵を打ち込みましたね鉄板の。あれが8メートルの所で止まっちゃったんです。ところが砂地は12メートルあったんで4メートルの間は空白状態やった。必ずこれでは傾きますということはうちは何回も訴えたんですが、聞いてくれませんでした。その結果、こういう問題が起こってるんですけども、この責任はどちらにあるんですか、私はあの時は業者のほうに責任があると、業者に払わせるということを大分訴えたんですよ。何百万か何ぼか金額ごめんなさい忘れた。
議長	(安岡 良仁 議長) 田島議員もちょっと議題に関係ありませんのでもう、次の質問に移ってください。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 争点の内容を聞きよるんですから、どいていかんのですか。
議長	(安岡 良仁 議長) 弁護士委託料の10万円の質疑です。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) それをひっくるめて言うからね。これは今どこまで進んでいますか。この弁護士との相談はお聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) もう次の質問に移ってください。

6 番議員	(田島 毅三夫 議員) いやいやほやきにほら、10万円のその前2回目でしょこれは追加の分でしょ。10万というのは違います。これは初めての金額じゃないでしょ。
議長	(安岡 良仁 議長) 伊吹副町長。
副町長	(伊吹 真貴博 副町長) 田島議員の質問にお答えいたします。今回ですね補正で追加したのは、そういう方向性を決めていくための弁護士相談料でございますので、まだこれから、その結果が出たからどうのこうのっていうところまでは行ってございません。これから決めていくということです。内容についてはちょっと、もうこれ以上はちょっと控えさせていただきます。はい。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 一つだけほんならこれ最後にします。この件は、これはこの状態でいつ頃結論が出ますか予定してますか。10万円を使って弁護士入ってもらって交渉して行って、次の9月議会ぐらいには結論が出るんでしょうか、お聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長)

	築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 再問にお答えいたします。今相談を行っている最中でちょっといつ結論が出るということまでは、今現段階ではちょっとお答えすることはできません。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) これはまた後ほどといいますか、
議長	(安岡 良仁 議長) 次の質疑に移ってください。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 二つ目の質疑に入ります。17 ページです。厚生年金健康保険料など1,720万円の共済費についてということで、一点お聞きしたいと思います。説明では個人負担の計上漏れと聞いておりますが、計上漏れの理由と該当者への迷惑はなかったのかお聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長)

	田島議員の質疑にお答えさせていただきます。会計年度任用職員に係る厚生年金保険料、共済掛金、雇用保険料につきましては、毎月、職員の給料から天引きをしており、その個人負担分につきましては、20款、諸収入の雑入で受入れをしております。この厚生年金、健康保険料等の共済などへの支払いは、町負担分とその個人負担分を合わせた金額をお支払いすることとなります。当初予算計上時におきまして、町負担分のみを計上しておりましたので、今回、個人負担分を追加計上をさせていただいておるものでございます。現在、当初予算分から支払いをしております、該当者などへの支障は発生はしておりません。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6番、田島毅三夫君
6番議員	(田島 毅三夫 議員) 三つ目の質疑に入らせてもらいます。18ページです。役場2階と防災センター無線整備委託料300万円についてということでお聞きしたいと思います。2階までですね、今までの質問して、その答弁なんかを受けてきましたが、その中では2階まで津波浸水する庁舎への無線整備に問題ないのかということで一点お聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長)

	質疑にお答えさせていただきます。議会タブレット導入に必要な無線環境の整備をするため、今回委託料300万円を追加計上をさせていただいております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6番、田島毅三夫君
6番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁を貰いました。私が聞いているのは、この町今会議で開いてますけども、聞きますと津波の予測高さというのは、波高というのは1メートル70来るらしいですよ。この2階についても、そういう答弁もうてます報告をもうてます。1メートル70といたらちょうどうちの背ぐらいですけどね。これぐらい波につばかるというところに、私が聞いているのは、今言う無線整備するような施設をここにつけておいて大丈夫なんですかということ、こういう質問を質疑してるんです。もう一度答弁お願いします。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) はい、再問にお答えいたします。その整備ができておりませんとタブレットの使用がちょっとできないということになります。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長)

	6 番、田島毅三夫君 (田島 毅三夫 議員) ほなもう、これで終わりにします。1 メーター 7 0 ここまで波が来るところに 2 階にあるというものについて、それに対応問題はないんですね。それだけ教えてください。問題なければいいです。それを心配してるんです。 (安岡 良仁 議長) 築地総務課長。 (築地 仲音 総務課長) 再問にお答えいたします。2 階でありましたらちょっと、上の方、天井の方には設置するかなとは思いますが、影響はないかもしれないんですけども、結局、大元の線を 1 階の方から、引込みをすることになるので、影響は出るのかもしれませんが、この浸水を想定されておりますが議会のタブレット導入について要望がございましたので、議員及び管理職などについても、タブレットを利用することから、庁舎内において無線環境整備するため必要がございますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。以上でございます。 (安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君 (田島 毅三夫 議員) 私の質疑は住民さんの血税の浪費を心配しての質疑だったん
--	--

です、質疑なんです。また今後自分なりに勉強しておきます。4番目の質疑に入ります。18ページです。内田地区集会所雨漏りとアスベスト検査費用70万円についてお聞きしたいと思います。集会所の雨漏りとアスベスト有無の調査に70万円も必要かどうか。10年になるアスベスト検査がまだいまだに続いておりますが、健康のためにも全町の完了予定を聞きます。町も最初の10年ほど前にこれで終わったと聞いてたんですが、毎年のようにこういう広がっているのです、このことについてお聞きしたいと思います。

議長

(安岡 良仁 議長)

築地総務課長。

総務課長

(築地 仲音 総務課長)

質疑にお答えいたします。議案説明時におきまして、屋根の修繕に係る事前のアスベスト調査の経費と説明をさせていただきました。事業の内容としまして、事業費70万円のうち、屋根等の雨漏り箇所の事前調査費40万円を含んでおりました。これは雨漏りによる屋根以外の箇所に改修の必要がないかを事前に確認するためのものでございます。アスベスト調査は30万円でございます。大気汚染防止法の一部を改正する法律が、令和2年6月5日に公布され、一部の規則を除き令和3年4月から施行され、建築物等の解体、改造、補修作業を行う際には、特殊建築材料が使用されている否かの調査を行い、使用されている場合は、アスベスト飛散防止対策が義務付けられました。発注者として、施工業者が法令を遵守して工事をするために必要となるものでございます。いずれも必要な経費であると考えてお

	ります。 また、田島議員のおっしゃる１０年になるアスベスト検査がまだ続いているという発言につきましては、ちょっと何を示しているのかちょっと私の方では分かりかねますので、お答えすることはできませんのでご了承をお願いいたします。以上でございます。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 今後の予定を聞いてます。完了予定。いつ、今このままずっとやっているのをね。いつ完了させる東洋町の公的な、
議長	(安岡 良仁 議長) 自席で発言しないでください。6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 年数については私も分かりません。はっきり言うてちょっと調べる間がなかったです。まずその年数はまた調べてみますけれども私が聞いているのは、今後こういうことが毎年のようにほらあっちこっちの検査しているもんでね。なぜ一遍最初に、何年か前にやったときに全部調べて、それを完了しておかなかったか。今後どのようなことになるかということを聞いたんです。予定を予測をよろしくお願いします。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長)

	再問にお答えいたします。改修をするに当たり、今回、アスベスト調査を実施するものでございます。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) そうやって、はい。分かりました。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 5 番目の質疑に入ります。19 ページです。光ケーブルを蓄電池更新工事費 1,210 万円についてお聞きしたいと思います。光ケーブル電池の更新耐用期間はどれくらいどこであるのか、また光ケーブル自体の耐用年数をお聞きしたいと思います。こういう更新とかやられてるもんでね、その年数を聞きたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 質疑にお答えさせていただきます。蓄電池につきましては、基本的に 15 年程度で更新が必要となります。現在の蓄電池は、平成 23 年度に整備をされており、今年度で 15 年が経過をいたします。現在不具合も検知されており、また、蓄電池の劣化も確認をされております。このまま使い続けますとサービス停止等の影響を及ぼす可能性が高いと想定をされますので、今回、更新をす

	るための予算を追加させていただいております。また、光ケーブルの耐用年数につきましては、電柱から伸びている架空ケーブルでは、25年で地下に埋設しているケーブルでは、30年程度となっております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) それでは6番目の質疑に入ります。19ページです。町の地域活性化プランの支援補助金として40万円追加をされておりますが、このことについてお聞きしたいと思います。当初予算には、地域活性化プランへの支援は無いが、この40万円で誰が何をプランするのか。当初予算には計上されてなかったのが今回補正されたことについて、その内容あるいは理由を聞きたいと思えます。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の質疑にお答えします。先ほどの答弁と同様のものになりますけども、この補助金につきましては、町民が自ら考える仕組みをつくることにより、地域の主体的な活動の助長及び人材を育成することにより自立したまちづくりの推進を図るため、個人や団体等が地域を元気にするために実施する事業に要する経費を補助するものでございます。

	今回甲浦地域の伝統行事及び関連イベントを執り行うため、地区の２０代から３０代の若者を中心に立ち上がった団体でございまして、地域文化の継承周知、本町の伝統や文化を町外へＰＲするとともに移住者の確保やＵターンを促すことなど、こういった活動を予定しております。以上でございます。 当初予算には計上しておりませんでしたけれども、今回この団体の方からですね補助金の相談がございましたので、６月議会で予算計上をさせていただきました。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) ６番、田島毅三夫君
６番議員	(田島 毅三夫 議員) 一点お聞きしたいと思います。今新たなグループといいますか、会がつくられて、そしてそこで活動され始めたという、そういうことに対する補填といいますか、支給だと聞きました。このグループというのは何人ぐらいおられますか。それからその方たちがどういう会をつくってどのような活動をしていくか今後のこととかね、そういうことも踏まえて我々は町発展のために活動してもらいたいという考えを持っておりますので、どのような目的目標を持って会が結成されたか、それをお聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長)

	質疑にお答えいたします。この実行委員会は先ほども申し上げましたが、甲浦地区の20代から30代の若者を中心に13名の方を中心に活動しています。はい。行く予定としております。この4月の1日に組織として立ち上がったところですけども、先ほども申し上げましたが甲浦地域の伝統行事及び関連イベントを執り行っていくという活動する団体となっております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6番、田島毅三夫君
6番議員	(田島 毅三夫 議員) そう言いますと、結局、ひよこち踊りとか、それから港まつり関係のそういうお祭りとか、今ぱっといろいろ浮かんできませんけれども、そういうことも全部ひっくるめた対象の会でしょうか、団体でしょうか、お聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 質疑にお答えいたします。この団体の一つの目的がですね甲浦八幡宮の継承とか、そういったところをですね力を入れていきたいというふうに聞いております。それ以外にもイベントとか、そういったところにもですね、これから活動の幅を広げていくのではというふうに考えております。以上でございます。

議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番委員	(田島 毅三夫 議員) 自分としては期待しております。そういう会がどんどんできてね、活性化に町活性化のために頑張ってもらいたいっていうのは私の持論ですから、よろしくお願いいたします。 7 番目の質疑に入ります。21 ページです。甲浦保育園高台移転新設工事基本設計委託料 65 万円出ておりますが、これをですね当初予算で 495 万円計上されておりますので、合計が 560 万円ぐらいになるんですが、基本設計とはどのような設計か、また今後完成までの建築予想といいますか、お聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 手島住民課長。
住民課長	(手島 憲作 住民課長) 田島議員の質疑にお答えします。基本設計とは、事業の目的や要求条件を踏まえ施設の配置や、規模、機能、構造などの基本的な方針を整理して、詳細設計の基礎となる計画を策定する業務となります。 今後完成までの建築予定につきましては、今年度から高台移転場所の造成工事を実施してまいります。そして、令和 9 年度に保育園新設に伴う詳細設計を実施し、同年に保育園新設工事も着手する予定でございます。完成につきましては、令和 11 年 3 月末を目途に取り組んでおります。以上でございます。

議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 今後、記載されますけれどもどういいますか、なかなか今の状況といいますか山とかいろいろそういう問題がいろいろありますのでね。なるべく、速やかにそしてみんなが団結できるような、そういうみんなの意見を聞いた上での振興にお願いしたいと思っております。お願いしておきます。 8 番目になります。2 2 ページの町のがんばる漁業支援事業補助金 3 1 8 万円の内容を聞きたいと思います。これも先ほどこれは合計以前の分を入れますと当初を入れますと 5 0 0 万円を超しますが、この補助の場合の支援相手というかね、対象者、あるいはこの内容についてお聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 田島議員の質疑にお答えいたします。4 月 1 日から 4 月 3 0 日まで 1 ヶ月間募集を行いまして、漁業者 1 3 名から合計 5 1 8 万 1 千円の補助申請がありました。主な支援内容としまして、漁船に取り付ける操舵機や蓄電池の他、漁具に関連するものやセルコールブイなどがあります。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長)

6 番議員	6 番、田島毅三夫君 (田島 毅三夫 議員) 分かりました。ただ一点だけ教えてください。ごめんなさい。 13 名、言われましたね。この方は野根、甲浦の漁業として割り振りが分かればひとつ教えてください。
議長	(安岡 良仁 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 田島議員の再問にお答えします。野根の方の組合員の方は 4 名、甲浦の組合員が 9 名でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 最後に再々問になりますが一つ教えてください。これは漁協を要請できたのか個人的な要請があつての事業なんか、それからまた、漁業からの漁協からの応援はあるんでしょうか。町だけなのか、そこのところを一つだけ教えてください。
議長	(安岡 良仁 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長)

	はい。再問にお答えします。まず一つ目でこれは漁業者個人からの申請であります。漁協からの支援はありません。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) これはちょっとまた、後で考えさせてもらいます。 9 番の質疑に入ります。2 3 ページです。河川改良委託金 8 8 万円の内容を聞くということで一点お聞きしたいと思います。旧小池川改良委託料と聞いておりますが、場所や改良内容、委託先をお聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 足達産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(足達 善亮 産業建設課長補佐) 田島議員の質疑にお答えいたします。河川改良委託料 8 8 万円につきましては、旧小池川赤い水門上流側の護岸の左岸側になりますが、その部分の修繕工事に伴う測量設計委託業務です。 護岸の石積みの補強及び、法面保護対策の測量設計を行い工法を決定していきます。また、委託業者は決まっておりません。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君

6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 一点確認させてください。この改良がされて、どのような効果が出るか。ほれは津波のときいやごめんなさい、台風や大雨のときにはどのようになるか、あるいはまた津波のときは、うちらもそれ乗り越えてくると思いますがこれは余り言えませんが、そういう効果といいますか、そういうことについて、こういう場合のこういうときにはこういうような効果がある成果があると。それだけちょっと一点、二点、例を言ってください。
議長	(安岡 良仁 議長) 足達産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(足達 善亮 産業建設課長補佐) 田島議員の再問にお答えいたします。護岸石積みの老朽化や、法面、護岸法面の侵食対策に伴う工事でございます。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) それでは 1 1 番目に入らせてもらいます。ページの 2 5 ページです。
議長	(安岡 良仁 議長) 1 0 番は
6 番議員	(田島 毅三夫 議員)

議長	10番抜けてたか (安岡 良仁 議長) 10番の急傾斜
6番議員	(田島 毅三夫 議員) ごめんなさいよう言うてくれましたありがとうございました。お礼申し上げます。10番目、24ページ、急傾斜崩壊対策事業として負担金が100万円出ておりますね。このことについてお聞きしたいと思います。この急傾斜崩壊危険地は、町内随所にあると思うんですよ。あちこちにも通路とか家屋は危ないとかね、その他どのような状況を対象にして対策されているのか、まず一点お聞きしたいと思います。そして、その追加されてますんですがその追加理由をお聞きしたいと思います。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 足達産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(足達 善亮 産業建設課長補佐) 田島議員の質疑にお答えいたします。急傾斜地崩壊対策事業県負担金につきましては、甲浦西地区平和塔付近の家屋を対象としております。急傾斜地崩壊危険区域は、台風や集中豪雨などで発生する急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を守ることを目的として指定されております。傾斜30度以上の急斜面で崩壊の危険があり、住民や施設に被害が及ぶおそれのある土地を都道府県知事が指定した区域を工事するものです。以上です。

議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう説明をいただきました。一点だけちょっとお聞きしたいと思います。河原の川のことを言われましたのでうちもまだ確認してないから何とも言えませんが、例えば山の近くとか、また奥の方に住んでいる方で、その家の周りがちえかかってくる危ない石が転げてくるおそれがあるというような場合は、こういう場合があった場合は、これはどこへ誰が申請したらいいのかお願いしたらいいのか。そういう危険を持った方が危ない危ないと言いながらそのままになっておるところを大分聞きましたが、そういう方はこれは、こういうお願いはできるんでしょうか。工事の砂防工事のね。町のもしできたらどこへ行ったらいいか、よろしくお願いしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 足達産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(足達 善亮 産業建設課長補佐) はい。田島議員の再問にお答えいたします。急傾斜地崩壊対策事業につきましては、傾斜30度以上、5メートル以上で民家が5件以上だったと思うんですが、対象にしております。あと集会所とかの施設がある場合も対象になろうかとは思いますが。事業主体は県、高知県がやっておりますので県のほうに相談していただけたらよろしいかと思ひます。以上です。

議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 了解しました。そのとおり皆さんにお伝えしておきます。 11 番に入ります。集落活動センターなぎの建設工事ということで調査委託料 3 百 4、ごめんなさい。3 4 万 1 千円が出ておりますが、この内容を教えてください。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 質疑にお答えさせていただきます。本調査委託につきまして、なぎ建設工事に伴う周辺家屋被害等の発生原因について、専門的、技術的な観点から詳細な調査及び考察を行うものであり、施工業者、設計監理者及び発注者であります町を含め関係者の安全管理や対応に問題がなかったかを検証し、事故原因や責任の所在を明らかにすることを目的としております。 また、本調査は、弁護士との協議を進めるに当たり、事故状況や技術的な検証内容を整理した資料を作成する必要が生じたことから、調査会社に委託をするものでございます。 調査の完了時期につきましては、今後、弁護士との協議内容を踏まえながら進めていくこととしているため、現時点において具体的な完了時期をお示しすることはできません。以上でございます。

議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 最後に一点お聞きします。こういう今説明いただきました。ただこういうほのですね、調査委託ですよ。これはどこへお願いするのか。専門家でなければいけないと思いますが、町のほうに住んでる、ね、建築関係建設関係の人に頼むかあるいは第三者的な、そういう正式な資格を持った人に頼むのか一点だけ教えてください。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 再問にお答えいたします。こちらに精通をしております、一級建築士の資格を持ちました業者に委託をするものでございます。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) どうも皆さんごめんよこれで終わりますのでもうちょっと待ってくださいね。 1 2 番の質疑に入ります。2 6 ページです。学校給食費 2 1 7 万 3 千円の出所変更の理由についてお聞きしたいと思います。財

	源の一般財源から国県支出に変更されましたが、このまま、補助金が継続されるのか、8年度のこれ終わった後でもね、今現在はそういういろいろ物価の高騰が入っております、分かりますが、それは仮に完了したとしても、今後これは続けていくのかいかないのかお聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 生松教育次長。
教育次長	(生松 克祐 教育次長) 田島議員の質疑にお答えをいたします。継続はまだ国は示されてはおりません。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 以上で私の質疑を終わります。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。続いて、1 番、今宮幸太君。質疑を始めてください。
1 番議員	(今宮 幸太 議員) はい。議案第 3 1 号について、通告書のとおり質疑いたします。まず、一般会計補正予算、1 7 ページ、総務費、1 2 節、委託料、弁護士委託料についてなぎの工事不備に係るものと御説明があ

	りました。これは先ほど同僚議員の方から、質疑がありましたので通告していた内容は全てお答えいただいたんですけども、再問という形で、してもよろしいでしょうかね。 はい。工事不備ということで、過去の設計、施工不良への改めた調査、ということをご説明いただきました。そこで現在ですねこの4月ですかね、なぎの1階部分にかなりひどい雨漏り被害がございまして、その件につきましては、この調査の内容に含まれるものかどうか。お聞きします。
議長	(安岡 良仁 議長) 弁護士の委託料で調査やなしに、
1 番議員	(今宮 幸太 議員) 失礼しました。そしたら、つながるものと思ひまして質疑させてもらいました。
議長	(安岡 良仁 議長) 執行部答弁できますか。築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 今宮議員の質疑にお答えさせていただきます。雨漏り被害につきましては、対象外でございます。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 1 番、今宮幸太君。
1 番議員	(今宮 幸太 議員)

	対象外ということで、なぎの施設は今、集落活動センターということでたくさんの利用者さん、いらっしゃったり防災の避難場所としてなっている場所ですけども、そういったところで今現状あるそういった不備、そういった雨漏りはあるというところで、そういった部分も含めてやはり調査内容、弁護士相談のほうに入れていただいた方がいいんじゃないかなと思うんですが、それに対してはどうでしょうか。
議長	(安岡 良仁 議長) 伊吹副町長。
副町長	(伊吹 真貴博 副町長) 今宮議員の再問にお答えいたします。雨漏りにつきましては、原因は側溝といいますか、排水を集約するところの口が狭くて、そこにごみが詰まったりしてあふれ出た、というところでございますので、一概に設計ミスとかそういうことではございませんで、今回はそれは対象にしてない。ということでございます。以上です。
1 番議員	(今宮 幸太 議員) 分かりました。
議長	(安岡 良仁 議長) 1 番、今宮幸太君。
1 番議員	(今宮 幸太 議員) はい。続いての質問に質疑にいきたいと思います。19 ページ、

	総務費 18 節、東洋町事業者等物価高騰対策重点給付金、についてですね、こちら先ほど同僚議員のほうから質疑がありまして答弁いただきまして、なんですが、再問という形でさせていただきます。 対象事業者の条件について御説明いただきましたが、その中で農協や漁協などについて照会して、そこで選定をされているというところでご説明いただきましたが、漁業に関しましても、正組員とそうでないところとございます。それと商工会に関しましては、確定申告の有無でその名簿にあるかどうか、選定の対象に引っかかるかどうかというところが変わってくると思うんですけれども、そういったところの詳しいところをお聞かせください。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 今宮議員の質疑にお答えします。漁協の正組合準組合員の方がおりますけれども、今回は全て対象としております。それと商工会の中でどういうふうに洗い出しをしたかというところが、質疑いただきましたけれどもこちらにつきましては、商工会に加入をされている方と加入されていない方も商工会の方である程度名簿としてお持ちでしたので、その資料を参考にさせていただいております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 1 番、今宮幸太君。

1 番議員	(今宮 幸太 議員) 再問します。そういうところで答弁いただいて理解いたしました。そういった準備を進められている中で漏れないように、また、問合せが少なくなるようにとお考えの上でやっていただいていると思うんですけれども、もし対象、自分が対象となっていないという町民の方いらっしゃったときに問合せがあったりすると思うんですが、そういった場合には、また柔軟な対応というか、もう一度条件を見直すというか、そういった対応をしていただけるんでしょうか、ご自分がもらってないという人が出てきたときに、もう一度検討していただくという、そういったことをしていただけますか。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 今宮議員の質疑にお答えします。今回の事業者の洗い出しにつきましては先ほども答弁させていただきましたけども、商工会、農協、漁協の団体のほうからですね名簿の資料をいただきまして、その上で、申請書兼請求書の方をですね役場の方にご提出をしていただくということになっておりますけども、この給付金の内容につきましては、広報などで周知の方をさせていただきたいと思います。その中で事業者の方からですね、漏れがあるというようなご相談がありましたら役場のほうでしっかりと対応していきたいと思っておりますし、一応20件分こういった漏れがあった場合を想定しまして20件分の予算計上をさせていただい

	ておるところです。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 1 番、今宮幸太君。
1 番議員	(今宮 幸太 議員) 給付の方法につきまして申請書と請求書と一緒に送っていただくというところで、振り込みになるか渡し方はどうなるのか。お聞かせください。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 今宮議員の質疑にお答えします。書類につきましては給付の申請書兼請求書という書類になるんですけども、この書類の中にですね、口座の振込先を記入していただくようになっておりますので、口座振り込みとさせていただくように考えております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 1 番、今宮幸太君。
1 番議員	(今宮 幸太 議員) 続いて三つ目の質疑ですが、こちら先ほど同僚議員の方から、調査内容等について、質疑で執行部の答弁いただきましたので、こちらは割愛させていただきます。以上で私の質疑を終わり

	ます。
議長	(安岡 良仁 議長) 1 番、今宮幸太君の質疑が終わりました。続いて、4 番、高畠俊彦君、質疑を始めてください。
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) それでは、私の質疑を、議案質疑を通告書どおりやらせていただきます。一つ目といたしましてページ18、17 節の備品購入費、A E D 収納ボックスの購入費 7 7 万についてお聞きいたします。設置箇所は、この 7 7 万設置箇所は何箇所つくる予定なんですかね。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 高畠議員のご質疑にお答えいたします。設置につきましては 1 か所を予定しております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 4 番、高畠俊彦君。
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) 設置箇所は 1 か所ということで、1 か所で 7 7 万かかるんですか。お聞きいたします。

議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) A E D 収納ボックス購入費 7 7 万につきましては、屋外に設置をする予定としておりますので、A E D を入れる機械をさらに収納するボックスということで 7 7 万円の予算を計上させていただいております。
議長	(安岡 良仁 議長) 4 番、高畠俊彦君。
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) 分かりました。ありがとうございます。1 か所ですね、設置場所は決まっているのでしょうか。質問いたします。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 質疑にお答えします。こちらの収納ボックスにつきましては、降雨仕様のボックスを購入することを想定しておりまして、2 4 時間利用可能な場所に設置をしたいと考えております。また、台風とか、台風時に波や風の影響を受けないようなその選定も必要になってくるかなというふうに考えておりまして、設置場所につきましては、地元のサーフィン団体とも協議しながら公共施設、民間施設、海浜施設などを含め検討してまいりたいと考えており

	ます。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 4 番、高畠俊彦君。
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) 二つ目の質問に入りたいと思いますが、同僚議員が質疑してくれましたので、割愛させていただきます。 三つ目の質疑に入りたいと思います。ページ23、14節工事請負費、白浜13号線新築工事2,050万円についてお聞きします。工事の着工、完成の予定はいつ頃でしょうか。分かっていたら教えてください。
議長	(安岡 良仁 議長) 足達産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(足達 善亮 産業建設課長補佐) 高畠議員の質疑にお答えいたします。白浜13号線新築工事は、令和7年度に測量設計を完了しており、現在、工事の積算業務を行っております。積算業務の完了後速やかに工事の発注を行いたいと考えております。また、完成期限は令和9年3月を目指しております。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 4 番、高畠俊彦君。
4 番議員	(高畠 俊彦 議員)

議長	ありがとうございました。私の議案質疑を終わります。 (安岡 良仁 議長) 4 番、高畠俊彦君の質疑が終わりました。 ほかに質疑はありませんか。 (なしとの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) それでは、一般会計の補正に対して、2 点ほど反対討論させていただきます。まず 17 ページのことについて弁護士委託料 10 万円についてですね。これは過去からずっとこの問題について検討していただきながら、それはそのままにしておいて、また新たに問題を起こしてると。そういうことに対して私はもうどうしても納得いかないんです。なぜもっと早くほのね、三者町と業者と、被害者と話し合いをしてから、もっと早く対応しなかった、そういうことで私は、これは大変な問題と思っております。 それから、19 ページの問題もあります。東洋町事業者等物価高騰対策重点給付金 734 万円についてでございますが、これも私は、対象者の方を町内住民さんの対象者のことを、もう全ての方に何言いますか通知して、そしてその人たちから要望なりお願いをもらった人について、対象していると考えていたんですが、逆に行政の方から選んだというような答弁をいただきました。こ

議長	ういうことはね私は本当に公平公正な民主的な行政としては、これは納得いかない。やはり全住民さんに対して平等に公平に知らせ、そしてその中から厳しく言えば、三者的な選別選定を行うべきところ考えているんです。そういう意味から踏まえて、私はこの二つについては賛成できません以上反対討論とします。 (安岡 良仁 議長) 次に、賛成者の討論はありませんか。 (なしとの声あり) ほかに討論はありませんか。 (なしとの声あり) 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第 3 1 号、令和 8 年度東洋町一般会計補正予算第 1 号を定めることについての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 休憩をいたします。再開は 1 時半、1 時半です。 (休憩時間：1 2 時 1 0 分) 再開をいたします。 (再開時間：1 3 時 3 0 分) 日程第 1 2、議案 3 2 号、令和 8 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号を定めることについての件を議題とします。 これより質疑を行います。
----	---

6 番議員	質疑はありませんか。 （なしとの声あり） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第 3 2 号、令和 8 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号を定めることについての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 3、議案第 3 3 号、令和 8 年度東洋町下水道事業会計補正予算第 1 号を定めることについての件を議題とします。 これより質疑を行います。 質疑の通告が 1 件ありますのでこれを認めます。6 番、田島毅三夫君、質疑を始めてください。 （田島 毅三夫 議員） 議案 3 3 号、令和 8 年度町下水道事業補正 1 号への質疑をさせていただきます。管路改良建設費用 2 5 0 万円の追加についてと
--------------	---

	いうことでまず一点目、道路建設改良費 250 万円追加理由及び改良内容をお聞きしますということでこの費用は今年度既決予定額 2,108 万円の追加ですが、急遽追加の理由と、この事業の進捗状況をお聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 足達産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(足達 善亮 産業建設課長補佐) 田島議員の質疑にお答えいたします。管路の工事費につきましては、下水道への新規加入の申込みがあったため下水道へ接続するための本管の改良と本管から最終枵への新設工事分です。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう説明でございました。このまあ道路建設改良費ということですね、この事業の進捗状況をお聞きしたいと思います。どこまで進んでいるか。
議長	(安岡 良仁 議長) 足達産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(足達 善亮 産業建設課長補佐) 田島議員の再問にお答えいたします。当初予算では、工事請負

	費は１００万円の計上をしております、現在４０万円ほど使っております。以上でございます。
6 番議員	（田島 毅三夫 議員） 完了予定というかそういう何は分かりませんか。どれくらい、
議長	（安岡 良仁 議長） 自席で質問しないでください。
6 番議員	（田島 毅三夫 議員） 質問しようことに答弁ないきん。
議長	（安岡 良仁 議長） 足達産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	（足達 善亮 産業建設課長補佐） お答えいたします。管路の工事費、工事請負費でございまして、当初予算では１００万円を計上しております、それに伴う追加の工事費用になります。
議長	（安岡 良仁 議長） 6 番、田島毅三夫君。
6 番議員	（田島 毅三夫 議員） 管路ということは結局うちは前に説明を受けたときには、どう言いますか自分のところに丈夫な管路を通すということをもう何年前ですかね、説明を受けましたね。そのことで今うちは確認し

	てるんですけども、普通パイプとか鉄とかで今までやってきたその前は鉛やったんですかね、それを管路に変えて、新しい何を広げていると聞いたもので、どこまで進んでいるのか、今後どれぐらいかかるかなとかそういうことを聞いたんです。これはまたうちは議会が終わった後で確認いたします。ただもう一つ教えてください。今うちの前に水道パイプはずっと通っていますけれども、工事でも故障してあるいはまた漏水して、ほんでその工事をするときに、
議長	(安岡 良仁 議長) 田島さん、下水道事業会計ですので。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 何で今言うほの、よし分かった説明書しよったんです。ちょっとお聞きしますが、そういうことで止められました。この新しい管路の図面ができていますか、今までのようにやりっ放しでどこに何が通ってるか分からないようなことはずっと続いたもので、この分において、かちっとした図面をつくってやっているのかどうかそれをお聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) はい。田島議員の質疑にお答えいたします。このですね予算はですね耐震化の工事のための予算ではなくて、民家への下水道管の引込みのための工事費でございます。なので、全然違うことを

	おっしゃられています。よろしくお願いします。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) よく分かりました。反省します。ただ私はこういうことを予算書見てから議会ごめんなさい、行政の方の担当者に聞いたらそういうことは言われませんと説明できませんと、議会で確認してくださいとこう言われたものできれいにようませんでした。どうした、首かしげよるけど事実やったんですよ。課長の名前言うんやったら言いますよ。 そういうことでね、詳しいことは分からなかったから、今日こうして質問の中で質疑の中で聞いてたんです。よろしくお願いいたします。私はもう……ですよ。
議長	(安岡 良仁 議長) 田島さん終わり。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) もう、いいんでしょ。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。 ほかに質疑はありませんか。 (なしとの声あり) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 33 号、令和 8 年度東洋町下水道事業会計補正予算第 1 号を定めることについての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 34 号、東洋町自然休養村管理センター改修工事請負契約の締結についての件を議題とします。これより質疑を行います。今回の契約締結の議案の質疑内容については、一部当初予算の議決の段階で、自然休養村管理センター改修工事の必要性や、目的については議決をされております。本案はあくまでも自然休養村管理センター改修工事の契約締結でありますので、今回の契約による工事の内容、また、契約による住民への費用対効果、あるいは繰越しに伴う直近の収支の影響についてのみ質問にとどめてください。なお、執行部におかれましては、自然休養村管理センターが改修された後、住民にどう活用され運営されるか、答弁のできる範囲内で答弁をしてください。6 番、田島毅三夫君。

6 番議員	(田島 毅三夫 議員) あなたが今言われたことにかかるようやったら止めてください。今説明だと。議案第 3 4 号、町自然休養村管理センター改修工事費用契約 1 億 9, 7 0 0 万円についてお聞きしたいと思います。1 番目です。
議長	(安岡 良仁 議長) すいません。田島議員。1 番はもう議題外になりますので、2 番から始めてください。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういうことですので 2 番に入ります。費用対効果の成果は上がるのか。運営利益の予測見積りを聞くということでお聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の質疑にお答えします。自然休養村管理センターは昭和 5 7 年に建築した施設でございます。施設の利用、利活用につきましては、現在、ゴールデンウィークや夏場を開く温浴施設、道の駅東洋町が弁当、総菜加工品などの製造として使用している厨房を夏休みを利用した守口市東洋町の子供交流事業にとどまっております。施設の改修を機に、利用価値を高めていくため、白浜エリア全体での交流人口や関係人口の創出ができるような

	施設となるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上で ございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 私の質問は質疑は、運営利益の予測見積りを聞くということで 質問しました。質疑しました。もう一度答弁お願いします。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。答弁できる範囲内で答弁をお願いします。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 質疑にお答えします。先ほども現在の利用状況を答弁させてい ただきましたけども、温浴施設の使用料につきましては、1 年度 当たり 5 0 万円から 7 0 万円の使用料として、収入がございま す。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) それで、約 2 億円の高額予算を組み込んで入れて、それぐら いの費用で収入で費用対効果ということはどう説明しますか住民 さんに対して、住民さんの血税を使ってのね、そういう事業なん です。それにたったそれぐらゐの収益を見込んでやるようなこと

	には私は納得いかない。もう一度詳しく説明ください。答弁はどうされます。次移りますか。
議長	(安岡 良仁 議長) 答弁はどうされます。次移りますか。大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 質疑にお答えします。現在、道の駅東洋町のほうで弁当加工品などの製造をしておりますが、今、加工品の販売額につきまして、今手元に資料ございませんので、また後ほど、ご報告をさせていただきたいと思います。先ほども答弁しましたように、この施設は昭和57年の建築となっております。老朽化が非常に激しくなっておりまして、このまま放置しておくことも状況的にはよくないのではないかというふうに考えております。この事業費につきましては、2分の1を国の交付金そして残りの財源につきましては過疎債を充当するように計画をしております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6番、田島毅三夫君。
6番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁をもらいました。確かにいろいろな町独自のそういう施設ではないかも分かりませんが、全部言えば国民の血税なんですよ。そういう意味から私は聞いているんです。今後もう一遍私はまた、議会終了後一遍確認に行きますのでよろしく願います。それからですね、

	三つ目の質疑に入ります。どこが管理運営するのか、そのことをお聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 質疑にお答えします。現在本施設の管理運営につきましては、株式会社ファウンディングベース社と委託契約を締結しております。改修後も引き続きファウンディングベース社にやっていただきたいと考えております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 海の駅の方からということですね。道の駅ごめんなさい。再問です。過去運営継続も厳しく、シーズン期間のみとかね、休館も多かったんですよね。あそこの施設はね。ほんでもうどんどんどんどんそのまま古くなってきました。これだけの費用での回収再開等、費用対効果を住民さん代表として心配しております。今後運営について、町と業者、議会との定期的な検討会の開催を行うのか。お聞きしたい。町と業者、業者というのは、工事建設業者です。それと議会を含めたそういう協議会をとっていただきたいということで質疑しております。
議長	(安岡 良仁 議長)

	ちょっと田島議員、議題外のことになる。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 議題外。
議長	(安岡 良仁 議長) 今回、契約の締結についての質疑になりますので、ちょっと議題外になりますので、
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 管理運営の中に入らんかな。これは。
議長	(安岡 良仁 議長) これで質疑は、終わってください。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) ほかに質疑はありませんか。 (なしとの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 6 番、田島毅三夫君。

6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 反対討論ということで、一点だけ。今質疑してから我々議会、住民代表としての議会の質疑質問がほんまにできない状態です。しかしこのままいったら大変なことになる費用対効果等含めましてね。それを心配して言っている質問ですがこういうことになっております。そういうことでもっともっとやっぱり住民さんの声を反映できるような議会運営をしてもらいたいということで、執行部のほうにもよろしく、答弁をちゃんとしてもらいたいということで反対討論といたします。
議長	(安岡 良仁 議長) 次に、賛成者の討論はありませんか。 (なしとの声あり) 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第 3 4 号、東洋町自然休養村管理センター改修工事請負契約の締結についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 5、発議第 3 号、東洋町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を定めることについての件を議題とします。提出者の説明を求めます。1 番、今宮幸太君。
1 番議員	(今宮 幸太 議員)

議長	発議第 3 号、東洋町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を定めることについて、本議案を別紙のとおり東洋町議会会議規則第 1 4 条の規定により提出する。本日提出であります。 提出者は私、今宮幸太。賛成者は、岡洋志、大坪千倫、高島俊彦、武山裕一、田島毅三夫、廣田斎史であります。 提出理由を御説明いたします。地方自治法が改正され、議会の議員に係る請負に関する規則が緩和されたことを踏まえ、町に対し、請負をする議員が当該請負の対価として各会計年度に町から支払いを受けた金銭の総額等を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、議員の個人による請負の状況の透明性の確保に資するため、本条例を制定するものです。以上で趣旨説明を終わります。 (安岡 良仁 議長) 提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。本件については質疑討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 これより発議第 3 号、東洋町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 6、議員派遣についての件を議題とします。お諮りし
-----------	---

ます。議員派遣の件については、議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付したとおり、7月の17日、田野町のふれあいセンターにおいて、令和8年度安芸郡町村議会議員等研修会、7月30日、高知市の県民文化ホールにおいて、令和8年度市町村議会議員等研修会、8月17日、東洋町において東洋町海陽町議会議員意見交換会、8月28日から29日、渋谷公会堂において、令和8年度議会広報研修会へそれぞれ議員派遣をしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

日程第17、閉会中の継続審査調査の申出についての件を議題とします。お手元に配付してある申出書のとおり、常任委員会委員長及び議会運営委員長、特別委員会委員長から閉会中の継続審査調査の申出がありました。

ここでお諮りします。それぞれの委員長から申出により、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。

よってさよう決しました。

日程第18、一般質問を行います。

質問時間は、1人40分以内答弁時間も40分以内とし一問一答方式で行います。

なお、質問の際は、一般質問通告書の内容以外は認めず再問は

5 番議員	執行部からの答弁に対する質問といたします。 また、議会会議規則第 5 4 条の規定により発言はすべて簡明にするものとし議題外にわたりまたは、その範囲を超えてはならないことになっております。 その規定に反すると認めるときは、同規則第 2 項の規定により注意し従わない場合は発言を禁止します。 それでも議長の指示に従わない場合は、地方自治法第 1 2 9 条第 1 項の規定に基づき本日の会議が終わるまで発言を禁止または、議場外への退去を命じます。 次に、議会会議規則第 6 4 条の 2 の規定により執行部は議員の質問に対し反問できますので反問する場合は、反問しますと発言のうえ、挙手を願います。反問も制限時間に含まれます。 質問の通告が 7 名ありました。発言を許しますが、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分に気をつけてください。 まず、武山裕一君の質問を許します。件名は、ごみ収集有料化についてであります。答弁者は町長、担当課長他となっております。 5 番、武山裕一君、質問を始めて下さい。 (質問開始時間：1 3 時 5 4 分) (武山 裕一 議員) はい、それでは、一般質問を行います。 質問の件名はごみ収集有料化についてです。それでは、趣旨説明をさせていただきます。家庭ごみなどの排出量に応じて住民が指定ごみ袋代を手数料として、処理費用の一部を負担する制度
--------------	--

	が、多くの自治体でごみ減量や公平な費用負担を目的に、導入しており、拡大が進んでいます。最近のニュースでは、東京２３区が有料化になるなど、日本全体で７割が有料化に進んでいるということが一部メディアで放送されました。そこで質問します。 ①東洋町では、このごみ処理費用の住民負担などの制度は現在どのようなになっているのかお伺いいたします。
議長	(安岡 良仁 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 武山議員のご質問にお答えをいたします。本町では、ごみを出す際に指定ごみ袋をご購入いただいております。この指定ごみ袋の購入費用が、ごみ処理費用にかかる費用の一部として活用される仕組みとなっており、これを持ちまして住民の皆様にごみ処理費用の一部をご負担いただいているものでございます。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) ５番、武山裕一君。
５番議員	(武山 裕一 議員) はい、少しですけど再問いたします。既定のごみ袋以外にごみを出している場合があると思うんですが、そのようなときにはどのような対処をしているんでしょうか、お伺いいたします。
議長	(安岡 良仁 議長) 田岡住民課長。

住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 再問にお答えをいたします。指定ごみ袋以外基本は認められないんですけども、その場合ですね、ごみ収集員のほうがそういうことしないようにという張り紙をしたり、最終的には回収はさせてはいただくんですが、そういう形で啓発なり、注意をさせていただいて運用しておるところでございます。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 5 番、武山裕一君。
5 番議員	(武山 裕一 議員) はい、ありがとうございます。それでは次の質問に移ります。 ②今後住民負担や有料化などはどのようなになるのか、全国的な流れも含めてお伺いいたします。
議長	(安岡 良仁 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) はい。お答えをいたします。本町の住民負担につきましては先ほどご説明申し上げたとおりでございますが、全国的な流れにつきましては、ごみ減量への意識の高まりを背景に、今後さらに有料化の動きが加速されるのではないかと、そのように見込んでおります。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長)

5 番議員	5 番、武山裕一君。 (武山 裕一 議員) 少し再問します。これはもうメディアの聞いたところなんです が、大体もうインタビューなんかで聞きますと有料化は仕方ない だろうねとか、それはちょっと嫌だという、まだそう言ったところ のちょっと回答があったみたいに思うんですが、まだ東京都の 2 3 区でも、まだ現在実施してるっていうことではなさそうなん であと何年後かにそういったことが導入されるというようなこと をおっしゃってたので、東洋町は対策というかそうもしそうな ったときには、どのように判断するかまだ検討はつかんですか ね。できたら回答をお願いいたします。
議長	(安岡 良仁 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) はい。お答えをいたします。記憶が定かでなく東京都たしか令和 3 0 年をめどにということだったと思います。本町は先ほど回 答させていただいたとおり既に一応ですね、指定ごみ袋をご購入 いただくという形で有料化はしております。ただ今後また情勢を 見定めてですね、今のところそういった全国的な動きに合わせて 新しい取組をとかいう、そういう考えは今のところはないんです けども、また情勢を見定めて判断していきたいと思います。以上 でございます。
議長	(安岡 良仁 議長)

5 番議員	5 番、武山裕一君。 (武山 裕一 議員) はい。まだ先の話だと思うんですけども、私の質問はこれで終わります。
議長	(安岡 良仁 議長) 5 番、武山裕一君の質問が終わりました。 (質問終了時間：14時00分) 続いて、高島俊彦君の質問を許します。件名はフェリーを着岸させていた浅宇津の岸壁についてであります。答弁者は町長、担当課長他となっております。4 番、高島俊彦君、質問を始めてください。 (質問開始時間：14時01分)
4 番議員	(高島 俊彦 議員) はい、それでは私の一般質問を始めます。質問の件名といたしまして、フェリーを着岸させていた浅宇津での岸壁について、岸壁の管理者は県安芸土木であります。事故につながるような状況になっておりますので質問いたします。 一つ目の質問といたしまして、役場執行部は現状を把握しているのでしょうか。フェリーが廃止されて約20年あまり友綱を取っていた所へ渡る棧橋は、塩で錆び、いつ砕けてもおかしくないような非常に危険な状態になっております。管理は、東洋町ではなく安芸土木ではありますが、安芸土木としては立入禁止の看板を掛け、警告として、「この先は危険につき立入禁止。立ち入っ

	た場合は処罰の対象となります。」また、「ここは公共の施設です。ゴミの不法投棄は犯罪です。」というような看板は立ててありますが、危険を承知で栈橋を渡り魚釣りをしている人は多分におられます。現状を見ての考え執行部の考えをお聞きいたします。非常に危険であります。よろしくお願いします。
議長	(安岡 良仁 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 高畠議員のご質問にお答えします。非常に危険な状態であることは確認しております。安芸土木事務所も危険と判断し、立入り禁止の看板を設置しているにもかかわらず、危険を承知で釣り人が栈橋を渡っているのが現状であります。この状況が続くことを町としても放っておくつもりもございません。ただ、この栈橋は港湾施設内にあり、甲浦港湾の管理者は高知県でございます。安芸土木事務所と今後の対策を協議し、危険な状態を解消するよう、対応していきたいと考えております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 4 番、高畠俊彦君。
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) はい。再問いたします。まあねえ、結局廃止されてフェリーが廃止されてから約 20 年、20 年長い年月よね、その間結局それなりに、そういう危険な状態をそのまま放置してあります。ね、当然みんなそれはフェリーが止まった、止まって使わんわけやき

んほら、撤去するというようなことはみんなはほとんどそうやって思ってるんですけんどよ、20年ですよ。ほいでそれをやっぱり町自体も見えて見ぬふりをしているような現状ですよ。結局ね、ほんまに棧橋の欄干手すりなんかもばかっと折れて中の橋桁というかですかね、腐って抜けちよる。そこへねやっぱりね、ここはほらそれこそ魚のね、ええ釣り場所、釣り人には大抵ええスポットなんです。そこ渡って行っきよる。自分もそれが点検に行ったときにも、釣り人の人言いよった危険承知は、分かってるけんど、やっぱここはねええ場所やきんほら、自分はもう自分の自己責任で、結局よ、やっておりますというような事言っておりました。そのかわりやっぱり自分としてはそれでええのやろか。それこそ手すりも碎けて、それこそね、渡る何もよ鉄の網なんですけど全部碎けてしもうて、中は抜けちょうとことか、そこはやっぱりそこを通るのよね、やっぱり場所なわけやきんそれはやっぱりね、

議長

(安岡 良仁 議長)

高島議員、質疑は簡潔にお願いします。

4 番議員

(高島 俊彦 議員)

そんだけやっぱりええ場所なわけよね魚釣りにしたら。ほんでその代わりやっぱりそのまま放置するわけにはいかんと、いうようなことでなるべく早う撤去してもらいたいというようなこと、再度、結局、もう一度答弁してもらえますやろか、再度。

議長

(安岡 良仁 議長)

長崎町長。

町長	(長崎 正仁 町長) はい。高島議員の質問にお答えをいたしたいと思います。危険な栈橋ということを私もですね現地を見て、把握しておりますけれども確かに議員の言われたように、私がですね見に行ったときは子どもが下の磯で遊んでたんですね。確かに議員のおっしゃるとおり、事故につながるおそれ状況があるというふうに思っております。県のほうもですね管理する土木事務所のほうも、予算要求、撤去に向けての予算要求もしてたそうなんですけれども予算がつかなかったというのが、それは近年のことですので、どのみちですね、回収が見込めないものでありましたら、こういった時はですね、県の施設であってもですね、町内のことでありますので、栈橋の撤去に向けて要望していきたいと、していきます。よろしくお願いします。
議長	(安岡 良仁 議長) 4 番、高島俊彦君。
4 番議員	(高島 俊彦 議員) 今、町長も答弁がありました。もし撤去するのであれば、なるべく早うね、やっぱり撤去してもらいたいと思います。 それに関連してですけど、二つ目の質問に入ります。まあねこの浅宇津の岸壁にちょうどね釣り人にしたらここほんまに釣るのんに最良のとこなんよね、結局ほやきん危険な状態でもやっぱり入っていてから釣りたがるということですよ。うん。 二つ目の質問に入ります。浅宇津の岸壁は甲浦では優良な魚釣りのスポットであります。毎日誰かが魚釣りをしております。観

	光立町東洋町でございます。フェリーの友綱をとっていた棧橋を再利用して魚釣りでもできる東洋町として、観光の一環に加えることはできないでしょうか。ということで質問させていただきます。再利用。
議長	(安岡 良仁 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 高島議員のご質問にお答えします。棧橋を再利用して魚釣りもできる東洋町として、観光の一環に加えることはできないものかということと思いますが、まず棧橋の再利用につきましては、先ほど町長からも答弁しましたとおり、安芸土木事務所も、今後、撤去も含めて協議のうえ、今後の対策を検討していくことでご理解いただきたいと思っております。次に魚釣りのスポットとして、観光の一環に加えてはどうかということですが、町としまして指定することは難しいと考えております。理由としまして、港湾施設内の一部を別の目的に指定することは現実に困難であると港湾施設を所管する安芸土木事務所から、回答を得ているからでございます。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 4 番、高島俊彦君。
4 番議員	(高島 俊彦 議員) 再問いたします。今ね、課長のほうから説明があったんですけど、ほいで港湾のほうには一応アタックはしたんですか。はい、

	したので、結局よ、ことはできんということになれば、それ以上は申しません。それは再度、結局アタックしてお願いしてから通るような話ではないんですよ。もしあってなかなかね、また考えてみます。これで私の一般質問を終わります。
議長	(安岡 良仁 議長) 4 番、高畠俊彦君の質問が終わりました。 (質問終了時間：14 時 10 分) 続いて今宮幸太君の質問を許します。件名は、近隣地域との消防団連携についてであります。答弁者は総務課長他となっております。1 番、今宮幸太君質問を始めてください。 (質問開始時間：14 時 11 分)
1 番議員	(今宮 幸太 議員) 通告のとおり質問いたします。質問内容は、近隣地域との消防団連携についてです。質問に至った趣旨を説明します。日本国内では、昨年から大規模な林野火災等が複数件発生しております。本町もその被災の可能性は例外ではありません。また、火災だけでなく、台風や豪雨による大規模な災害も予想しておかなければなりません。搜索や救助活動に一人でも多くの人員を要する場合も考えられます。もし、本町だけでは対応しきれない場面を想定すれば、近隣自治体との相互の連携体制の整備が必要ではないか。 他県では、人口減少傾向の中、消防人員の減少も考えると、早急に連携体系、失礼しました。ちょっと文章が間違っておりました。

他県では、県を超えた県境の地区地域で、県をまたいだ連携の例もあります。人口減少傾向の本町、消防人員の減少も考えると、早急に連携体制を整備しておかなければならないことであると考えます。はい。

そこで一つ目の質問です。連携の現状と今後の見通しについてお聞きします。近隣自治体、本町から言いますと、海陽町や、室戸市との消防団の連携状況は現在どのようになっていますか。お伺いします。

議長

(安岡 良仁 議長)

築地総務課長。

総務課長

(築地 仲音 総務課長)

今宮議員のご質問にお答えさせていただきます。海陽町とは、消防組織法の規定に基づき、東洋町、海陽町内で災害が発生した場合には、東洋町及び海陽町がそれぞれ消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害を最小限に防止することを目的とし、平成20年9月1日に東洋町、海陽町災害時応援協定を締結しております。災害の範囲は、消防組織法第1条に規定する水火災または地震等の災害で応援を必要とするものと定めております。

また、室戸市とは個別協定ではございませんが、高知県34市町村内で地震等の大規模な災害時において、防災対策、特に応急対策の一層の充実、強化を図ることを目的として、平成20年1月25日に高知県内市町村災害時相互応援協定を締結しております。本協定に基づきまして、海陽町や室戸市と連携をし、災害への応急対策に取り組んでいくこととしております。以上でござ

	います。
議長	(安岡 良仁 議長) 1 番、今宮幸太君。
1 番議員	(今宮 幸太 議員) はい、続いての質問に移ります。2 番、本町は県境のため、隣接自治体の海陽町は他県になりますが、例えばほかを見ますと鳥取県と島根県、静岡県と山梨県など県境を越えた消防連携の事例はありますと、海陽町との連携にあたり、管轄上の問題や課題などがありますかという質問でしたけれども、先ほどの答弁で、はい、いただいた内容で理解しましたので。はい。こちらは、理解いたしました。次の質問に行きたいと思います。 続いて3番。町内の消防員だけでは人員不足になり得るような規模の災害や事故、また、同時多発的なことや、長期的な活動になることが発生した場合、連携体制や対応は十分に整備されているとお考えでしょうか、お考えをお聞かせください。お願いします。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 質問にお答えさせていただきます。大規模な災害が発生した場合には、広域的な対応が必要となります。高知県では、中国四国地方の9県で、平成24年3月1日に中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定を締結をしております。災害対策基

本法の規定する災害又は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が適用される事態が発生をし、災害等が発生した県が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等が実施できない場合には、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するためのものでございます。

また、四国4県では、平成19年2月5日に危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定を締結しており、趣旨としまして四国4県のいずれかにおいて南海トラフをはじめとして、次に掲げる事態が発生し、危機事象が発生した県のみでは、救援等の応急対策が十分に実施できない場合に、危機事象発生県からの要請に基づき、四国内での広域応援活動を迅速かつ円滑に遂行するための基本となる事項を定めております。

事象の一つ目としまして、災害対策基本法第2条第1号に定める災害、二つ目に、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律に定める武力攻撃事態等及び緊急処理事態、三つ目に、その他、県民及び滞在の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態としております。以上のことから、連携体制は整備をされていると考えております。以上でございます。

議長

(安岡 良仁 議長)

1番、今宮幸太君。

1番議員

(今宮 幸太 議員)

再問いたします。はい、ご説明いただいた内容でちょっと私の質問の範疇をかなり超えた大きな答弁をいただいたんですけれども、本町と近隣地域というところで、ですねそういった本町の

	人員、消防人員だけでは対応し切れないような規模のほど応援が必要になるということですね。そういったときに、急に要請して、応援に来ていただける環境が整っているのかと、そういったところをお聞きしたかったんです、何か事が起こったと、そういったときに要請してすぐに来てくれるのかと、そういった部分をお聞かせください。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 再問にお答えさせていただきます。一つ目のちょっと答弁の方になるんですけれども、近隣市町村との連携ということですが、応援ができるその内容については、この協定の中で決まっております、ちょっと迅速にこういった事象になるかということもあるんですけれども、ちょっとそこら辺につきましては後ほど報告をさせていただきます。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 1 番、今宮幸太君。
1 番議員	(今宮 幸太 議員) はい。それでは次の質問に移ります。4 番。東洋町防災計画の防災に関する組織の整備とありますが、今後の連携の拡大拡充についてはどのようなお考えですか、お聞かせください。
議長	(安岡 良仁 議長)

総務課長

築地総務課長。

(築地 仲音 総務課長)

ご質問にお答えさせていただきます。東洋町では、広域的な応援、受援を的確に進めるため、大規模災害への応急対策として、関係機関のほか、民間事業所などと協定を結び連携した取り組みを進めております。

安芸郡市9市町村が連携をし、安芸圏域における広域避難に関する協定書を締結しており、また、高知東部交通株式会社及び有限会社芸西観光と災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書を、高知県旅館ホテル生活衛生同業組合と大規模災害時における避難所としての施設の使用及び救援物質の提供に関する協定書を取り交わしております。

東洋町単独では、最近では一般社団法人日本ムービングハウスと災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書を、松本農機商会とは災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書を、特定非営利活動法人ピースウイングジャパンと災害等緊急時における支援協力に関する協定を、NPO法人コメリ災害対策センターと災害時における物資供給に関する協定書を締結しております。

災害時に応急対策活動協力に関する協定書につきましては、東洋道路合同会社様と甲浦海運株式会社様及び有限会社竹村建設さんが加入をしておる高知県建設業協会室戸支部様と、また、有限会社土屋工務店様、株式会社山下組様、有限会社光本組様、平山組様とも締結をしております、随時協定等の取組みを進めている次第でございます。以上でございます。

議長	(安岡 良仁 議長) 1 番、今宮幸太君。
1 番議員	(今宮 幸太 議員) はい。それでは次の質問に移ります。今後、人口減少による人員不足に伴い、町の消防能力低下が懸念されます。5 年後、10 年後はどのような見通しになるのか、あれば伺いしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 質問にお答えさせていただきます。現在の東洋町消防団員数は、令和 8 年 6 月 1 日現在、甲浦分団では、団員 42 名、機能別団員 15 名の計 57 名、野根分団では団員 15 名、機能別団員 13 名の計 28 名であり、合計 85 名でございます。 人口減少により 5 年後、10 年後となりますと消防団の人員不足が想定をされております。現在、4 名の女性消防団員にも加わっていただいております。今後は男女問わず地域の防災力強化のため、消防団員の加入を積極的に推進していきたいと考えております。 また、消防署職員につきましても、人員不足が想定をされております。今年度は、消防署職員を若干名採用予定でございます。9 月 16 日まで新規職員の採用申込みを受け付けておりますので、I ターンやU ターンの方など消防署職員へ就職希望の方がいらっしゃいましたら、ご応募をお願いしたいと思っております。

	以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 1 番、今宮幸太君。
1 番議員	(今宮 幸太 議員) 最後に再問させていただきます。人口減少による消防団員の数が減少する、していく見込みという中で、今回の質問であります近隣地域との消防団連携が重要になってくると思うんですけれども、合同訓練とかですね、他の自治体と資機材の共有とか、そういった面では何かお考えですか。最後にお聞かせください。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 再問にお答えさせていただきます。連携体制の整備の部分にも含まれるんですけれども、広域的な防災訓練をしております、令和 5 年度には、主会場がまぜの丘で高知県と東洋町も参加しての徳島県総合防災訓練が実施されております。また、令和 6 年度には、能登半島地震を教訓に南海トラフ巨大地震の備えとして、自衛隊による 15 県が参加する広域的な南海レスキュー実動訓練が実施をされました。四国では孤立地域対応エリアとして海上自衛隊輸送艦からエアクッション艇が生見海岸へ着岸上陸した訓練となっております。こういった広域的な訓練などを行っております。以上でございます。

議長	(安岡 良仁 議長) 1 番、今宮幸太君。
1 番議員	(今宮 幸太 議員) 答弁ありがとうございました。はい、今後、近隣地域の消防の連携というのは必要になってくると思いますので、是非、人がやはり出動することですからやはりコミュニケーションの場とか、そういったところも考えて、先ほど申しあげました合同訓練や資機材の共有など、そういったところできることから始めていく、そういったところをちょっと要望したいと思います。はい。以上で私の質問終わります。
議長	(安岡 良仁 議長) 1 番、今宮幸太君の質問が終わりました。 (質問終了時間：14時30分) 休憩します。再開は2時45分、2時45分からです。 それでは再開します。続いて、田島毅三夫君の質問を許します。件名は、人口減少対策を聞く他9件であります。答弁者は町長、担当職員となっております。6番、田島毅三夫君、質問を始めてください。 (質問開始時間14:45時分) 6 番議員 (田島 毅三夫 議員) それでは質問させていただきます。令和8年6月議会一般質

	問、田島毅三夫でございます。まず1番目の質問から入ります。人口減少対策を聞くということで、1件お聞きしたいと思います。国勢調査では、町人口は5年間で345人、年間69人減少し、現在1,849人となっております。これも一応国勢調査ですからね、現状とちょっと違いますけれども。県下3番目の減少市町村となっておりますが、この減少原因を何ととらえておるか。今後人口減少による町勢の起死回生をどうするのか、具体策を町長にお聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
6番議員	(田島 毅三夫 議員) 町長に言よるのに。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の御質問にお答えします。国勢調査における人口は、令和2年度の2,194人から345人減少しまして、1,849人の速報結果となりましたが、本町の人口減少の主な要因は、全国に先行して高齢化が進行しており、65歳以上の老年人口は5月末で53.15%となっております。若者の流出や出生数の減少と高齢化が進む中で、逆ピラミッド型の人口構造に変化をしております。この人口構造を正常な形に戻していくにはかなりの年数を要すること、また、全国で人口が減少に転じているなか、今後も一定の人口の減少が続くことは避けられない状況と考えております。 次に人口減少による町勢の起死回生をどうするのかという御

	質問ですけれども、人口減少をくい止める特効薬はなく、本町の人口の減少をいかに緩やかにしていくかが重要ではと考えております。 この取組の基礎になりますのが、令和7年度から5カ年計画で策定しております東洋町まち・ひと・しごと総合戦略、並びに高知県人口減少対策交付金を活用しまして、魅力ある安定した仕事の創出、移住などの新しい人の流れや若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる取組によって、持続可能な人口構造への転換を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6番、田島毅三夫君
6番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁をいただきました。どんどん減っておりますとこういうこと、それを立て直すこういうことですが、立て直す間にさらに減っていくというのが現状なんですよね。それは少々のことでは間に合わん、もう根底的なものから変えていかんといかん、そういうことで今質問してるんですけどね。例えば、特効薬はないけれども例えば人口を増やすにはどうしたらいいか。結婚問題とか答弁がありましたけれども、そういうことに対しても、過去に今まで私が何回もそのことは具体的な、例えば一つ言えば、仲人制ですかね。またまた言いよると思ひよるやろ。仲人制やったらほら、成功したときにだけ報酬を払うわけやきに、経費は要らないんですからね。そういうことから、これからまた思わぬ人は紹介ができてくれる。そういうことを考えたら私はイベントなんかでやるよりもずっと効果的だということで訴えてき

たんです。全く相手にせんずつにこういう答弁をしてるから私は腹が立ってたまらないんです。再問としてですね、その計画はどう実践するのか、いろいろと言われた問題点について一つ一つどのような対応をしていくか、具体的に今後こうするああするという答弁をいただきたいと思います。お願いします。

議長

(安岡 良仁 議長)

長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

はい。田島議員の再問にお答えをいたします。具体的にとおっしゃるんですけども、総体的にというかですね、今取り組んでいることをちょっとお伝えしたいと思います。まずですね、先ほど担当課長が申し上げましたようにとにかくですねこの人口減少問題ですけど、これをやったら人口が増えるという方程式とか、解決策はなかなかないというふうに思っておりますので、そういった思いでですね今も取り組んでおります。ただですね先ほど担当課長が申し上げましたけれども、本町の場合、高齢人口というのは非常に多いというところ出生は少ないというところで、自然、いわゆる自然の増減ですよ。そこがですねやっぱり、ひどいとか数字が人口が減るマイナス要因になっています。令和6年がですね68名、令和7年度が74名というふうになっております。そんな中でですね、やっぱりもう一つ社会増減のほうに着目をしておりまして、1番はですねやっぱり起死回生とまでは言いませんけれども、移住促進のほうに取り組んでいるところでありますけれどもそちらのほうにウエートを置いて、人口減少対策をやっていくと。いうことでただこれをですね進めていくうえで

もまだ課題がありまして、何とか議会のほうでも、発言をさせていただきましてけれども住居の不足です。空き家が増えるんだけど、住居あるんだけど空き家が増えていくっていうところがあってですね空き家をお借りをできればですね、若いカップルの方々が暮らすお家にも使えますし、今の小中学校で山村留学もやってますけれども、現実ですね住める家がないということで、入ってこれないというような状況もありますのでまず私の中で住居の対策を力を入れてやっていきたいと。ありがたいことにですね、建築業の方々のですね、参入もしていただきまして、事業のほうへ進んでいこうとしておりますので、そういった方の協力もしていただきながら予算編成も大変ですけれどもそういうふうに進めていきたいと思います。というのがですね、転入転出数のですね、いわゆる社会増減ですけれども、令和6年にはですね初めてプラスになっております。また、9名なんですけれども、ずーっとですねマイナスの数の中でプラス9というのは、本町にとって人口減少対策をやり始めた年なんですけれども、やっててよかったなと思います。この背景がですね、空き家の活用というところがあるかと思います。ただ、残念ながら令和7年はまたマイナス17というふうになっておりますけれども、なので起死回生とは言いませんけども一つ、移住促進のほうにもっと力を入れてですね、それだけじゃありませんけれども、やっていきたいなというふうに思っておりますので、どうかですね、空き家お持ちの方、家のほうをですねお貸しいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

議長

(安岡 良仁 議長)

6番、田島毅三夫君

6 番議員

(田島 毅三夫 議員)

そういう町長から熱のこもった答弁いただきました。ただちょっとお聞きしますが、移住に力を入れていると言われました。その結果家が無いからそれはなかなかかなわないというような感じで聞いたんですけれども、それによって本当に定住していくという方がどれくらい居られるのかな。年間今までどれくらいずつ入って今常時30人ぐらいの方おられたかな、聞いてますが、そのうちその方がもう自分の任期が終わったとあと、ずっとここに定住をしてくれる方はどれくらい居るのか、またその方が今言う家族ぐるみで来てくれているのか個人で来てくれるのかいろいろありますが、そういうことを踏まえたらもっとやっぱりしっかりとしたね、考えをしなければいけない。それからまた今何回も言われました住居の不足と言われました。この問題については今課長も横におられるから知ってますが、あのときにもやっぱりね。そういう提供するというのにできない。例えば具体的に言えば、今まで町から補助金が出ていました。そっちへ回そうか、そのときに言うてもうたらよかったね。いいです。それは後に回します。それから住む家がないということやったんですが、そういうこと等に対して徹底的にやっぱり支援していかなといかん、ただそれをせんといてからただ家がない人がおらんというようなこと、それからまた結婚する人が少ないといっても、やはりもう今言うような仲人制なんかを取り入れてね、町のお金は要らないんですから、決定するまでは、そういうことを踏まえたらイベントなんかやめて、もうそういうほうに力入れて町じゅうの人が町ぐるみでそういう仲人していくというようなね、そういうものをしていくと、こういう私の考えなんです、どうぞ町長もう一

	度仲人制なんかについてやる考えはございませんか、お聞きします。
議長	(安岡 良仁 議長) 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) はい。仲人制もですね、一つの定住化の策かもしれませんが どもですね、先ほどはですねちょっと移住促進のほう、これが効果的な対策ですよということで一つご紹介をさせていただきましたけども、それよりも何よりもですねまずこの人口減少対策の中で何が一番必要なのかということで懸命に取り組んできたのはですね少子化の対策でございます。先ほど定住というのに結びつくかっていう話もあったんですけども、やはりですね移住して定住される方も、やっぱりお子様がいらっしゃる方がね、本当は望ましいというところでありますけどもやはりですね、この少子化で子供が生まれてこなくてはですね、人口というのはいつまでたっても増えない。ということはもう言うまでもありませんけれども、この人口減少対策にまず取りかかったときにですねその子供が生まれて育てる環境を整備をしていこうと。いうことで、今ではですね仲人制もまた検討に入れたらいいと思うんですけど男女の出会いですね要するに男女の出会いから、それから結婚、そして妊娠、出産それから育児、子育てですねそして、本年からはですね、3月、定例会でも提出いたしましたけれども住居の購入の支援にも広げております。そしてですね、定住に結びつけるためにもですね、子育ての支援というのは、本当につくっていかなくゃいけないなということで、保育園、小学校中学校と生活を

送るうえでもですね、子供子育ての環境の整備というのもしてまいりましたし、これからもですね、そういった支援を拡充していくという考えは持っております。とにかく若い方ですね、定住対策にこれからも取り組んでいきたいというふうに思ってます。以上でございます。

議長

(安岡 良仁 議長)

6 番、田島毅三夫君

6 番議員

(田島 毅三夫 議員)

再々問みたいになってすみませんが、今言われたようにね、仲人制一つとってもほか定住制一つとっても、家屋の不足を補っていくにしても、町がやっぱりそういう人から申入れがあったら、そういう人のことをやっぱり、例えばほら、10年間過去に補助金をもらったけれども10年過ぎても一遍もろた補助金があったらもうあとは補助できないというようなこともあって、何人もやめてるいくんですよ申込みを、お客さんが来たからもう一遍直させてくださいという要請してもね、そういう問題ももっとしっかりと考えてもらいたいね仲人制にしても費用は要らないんですから、ほかのいろいろもう目的目標いろいろ活動あったとしても、仲人制は仲人制で取り入れていたらいいんですから。いろいろなものを取り入れて、これで何人これで何人というように増やしていったらいいんですからね、頭から仲人制を口では言うけど入れないというようなことが問題だと思っております。もっと具体的な人口増加に対する作成やないわ、作戦というかね。欲しいんです。町長の考え方が、今ほう言うていろいろ言われましたが今までどおり本当に、どう言いますか、実践的なあれがないんで

	す。ただもう口でほう言う目的を言っているだけで実行はない。これは今後、こういうこともひっくるめて、一遍もう一遍１からゼロからやり直してもらいたい。そういうことで答弁がございましたらなかったらいいですか。
議長	(安岡 良仁 議長) 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) はい、再問にお答えをいたします。その仲人制の話ですけど過去にもですね何度もご提案いただいてその都度、答弁をさせていただいておりますけれども、ちょっとハードルが高いっていう今のような部分があります。今ではですね、これもお答えしたことがあるんですけれども、マッチングアプリですとか、結婚相談所で紹介をしてもらうというのがやっぱり人気があるんですよ。なので、そういった今の時代に見合ったことに対して町のほうも支援はさせていただいております。それでいろいろとですね、人口減少対策具体的にということで今日はですねちょっと二つ、少子化対策と、移住促進ということでお話もさせていただきましたけれどもそのほかにもですね、やっぱり働く場所をやっぱりつくるってことでそういったことにも、支援もしておりますし、人口減少対策、南海トラフ地震対策で人口減少対策というふうに思うんですよ。やっぱり安心して暮らしてもらうために対策を講じている経緯もあるので、人口減少対策は、一番の課題と言いますけれどもこれは、確実に誰が町を引き継いだとしてもこれずっとやっていかなきゃいけないものだというふうに思っておりますけれども、私はですね少子化対策と移住促進に重きを入れてやっていくた

	いと、いうふうに思ってます。詳しくですねお話をしたら40分という時間では足りませんので、またお立ち寄りいただけたら、ちゃんとまとめた資料もお見せいたしますので、どうぞお立ち寄りください。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんまに行ってもかまんのですか、わしが。
町長	(長崎 正仁 町長) 来てください。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんなら行かせて貰います。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) このことはまた今言うようにね、また何にしておきますが、二つ目の質疑、質問に入ります。防災や復興のための特殊技術者の養成ということで一点お聞きしたいと思います。人口減少に比例して建築や機械修理など特殊技術者が減少しております。もう本当になくなっている部門もあります。町活性化と防災復興には必要な技術者として、公費による育成要請を行い、町衰退を止め、活性化を進ようではないか。どうでしょうか町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長	(安岡 良仁 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) はい。田島議員のご質問にお答えいたします。人口減少に伴い、特殊技術者の数が減少することは、町の防災復興において大きな懸念材料であることは認識しております。一番の課題としまして資格を取得しても仕事がない、又は資格取得後の働き口が確保されていないことであると思われれます。公費による育成養成は非常に大事なことでありますが、それと同時に実際に資格を活用する環境が整っていなければ人材は外へと流出してしまいます。町としまして、まずは技術者の貴重なスキルが失われる事態を防ぐことを目的に、事業承継を促進して参りたいと考えております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 言われるとおりです。そのとおりです。反論させてもらいます。町活性化の行政は動かなければ実現しないということで訴えさせてもらいますが、あなたの言われたように、ほら仕事がなかったら、仮にそういう技術特殊技術を取得しても、仕事がなければ使い物にならないと、そのとおりなんです。そこで私は言ってきました今までも、そういう例えば機械修理とかいろいろそういう仕事特殊な仕事については、研修セミナーがありますね、研修といえますか。ちょっとごめんなさい、ど忘れしてます。そういう

ものを、安芸かどっかにありましたね特殊技術者の養成をしてくれると名前ちょっと忘れましたが、そういうものを町負担で町の支援によってそういうところで勉強していただくと。それで3年5年か知りませんが、一人前になって帰ってきたときに、そしてどうするか、仕事のない場合はね。なかった場合に私は町はその人を引受けて何らか行政のほうの仕事をいろいろしてもらおうというそういう形を訴えてきたんですよ。今日もそうなんです。再問の中に入れていますが、町活性化には行政が動かなければ実現しない左官や機械修理などの特殊技術者は技術者養成学校など町による育成事業をおこない支援を行い、他町からの注文を受け、仕事の切れたときには町からの仕事を依頼してでも、滞在の確保をしてはどうか。そして、地元に残っていただいて、結婚していただいて子供をつくっていただいて、そしてそのことによって、町はいろいろと仕事も何も発展していくと。こういう体制をつくりましょうというのが今日の二問目の質問ですもう一度答弁をお願いします。

議長

(安岡 良仁 議長)

長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

田島議員の再問にお答えをいたします。田島議員の言う趣旨は、分かりました。その中でですね、本町では、今、田島議員の質問に当たる方というと、看護師さんが看護師、看護師が対象に当たります。看護師を育てて、町内で勤めてもらうというような、奨学金、支援をさせていただいておりますけれども、とにかくです。今、担当課長も答弁いたしましたし、議員もおっしゃられた

ようにこの平時のときにですね何か需要がなければなかなか資格を取れたとしてもですね、町外に出ていかれてしまうっていうのはあります。質問の中でですね具体的に建築とか機械修理っていう言葉が出てきましたけれども、先ほどの人口減少の中でもお話ししましたけれど、建築関係ですね。これまで安芸は、あったとしてもですね、やっぱりそこで技術者が少なかったんですね。近年ではですね新たなに事業所二つ記憶しておりますけど、参入をしていただいてですね、木造住宅の耐震化ですとか空き家改修ももうちょっとこうスピード化を図っていけるといふうになってとにかくですね需要に応じて、供給が追いつくようにする、追いつかない場合は需要に対して供給が追いつかない技術者を育てるという意味合いでしたら、やっていきたいなと思っております。あと、今、本庁のほうで簡単なもので育成的な支援といえバミニバックハウ講習なんかもしておりますけれども、このようにですね、具体的な需要があって初めてその供給に追いつけるような支援というのはさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

議長

(安岡 良仁 議長)

6 番、田島毅三夫君

6 番議員

(田島 毅三夫 議員)

そういう答弁もらいました。私が言っているのは確かに介護関係のそういう募集といいますか育成ってのは大事だと思います。非常に大事だと思います。しかし私言うのはもう全般なんです。社会全般の町全般の全体全般のそういう人を増やしていきたい、山師であっても、またあるいはまた機械修理あるいはペンキ屋さ

ん、あるいは法的ないろいろ仕事しようとするような人はいろいろな人に入ってもらって、そしてその人らによって人口を増やしていくと活性化させていくと、そういう考えを持っております。そういうことから、もっとやっぱりそのね、子供さんらにもやっぱりいろいろ素質があるわけですからね。その人の中で技術をもつごく大事にしていく、その技術に長けているような子供さんらにはやっぱりそっちのほうに進んでもらうとかいろいろ特性に合わせていろいろやってもらうと。そういう意味からも、私はどうですか基本的な考え方を変えてもらいたい。どうしてももう一遍の私が言ったようにあらゆる方向方面での町負担支援応援、それによって技術者を増やしていくというこれは一遍どんなんですか。庁議の中でもう1日かけてでもこれは検討してもらいたいがどうでしょう。

議長

(安岡 良仁 議長)

長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

はい。主張されることはよく分かりました。あのですね先ほどから申し上げておりますように、公共事業でいろんな仕事があればですね。そういったどうしても足りずに施策として進まないんだということであれば、そういった要請に対する支援も行っていきたいと思えますけれども、今ですね議員の最後の中でも出ましたけど、例えばペンキ屋さんとかですね、そういった方っていうのは、そういった方を誘致することによって今この町で頑張ってる方の何と言うんですかね、仕事を取るというか言い方悪いですけども、民業圧迫となってしまいますのでその辺はやっぱり

	バランスが大切かなと思っております。結局ですね公共事業で、事業に対して供給が追いつかない。ときはですね、そういった技術者の支援は行っていきたいというふうに思っております以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) もう余り時間的なもので質問できませんけども一つだけ言っておきます。そういう私は後継者の育成を言っているんです。今一応はち合うと言ったって、高齢者の人が、例えばいろいろ特殊技術を持った人がおったとしても、70歳80歳となってきたら後継がいなければいけないんですよ。そういうことも踏まえていろいろ多面的なそういう技術者の養成育成を広くやってもらいたいという私の質問、いや時間がないもんな、もうあんまり。はい。次の3問目いこうとしてる、どうしましょう。その分追加してくれるか。
議長	(安岡 良仁 議長) 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) 今ですね後継者という話が出てきます、本当その後継者を育てるということもですね、この人口減少下の中で大事な事大切なことだと思います。それから議員もご存じだと思いますけど、今、事業承継という形でですね、高知県のほうも進めておりますの

	で、できればですね、経営しててすぐに退くんじゃなくてできたらその事業承継という形で、最近で言うと、野根地区で旅館だったところが民宿経営されてますけれどもそういった形ですね、の意味での後継者っていうのは育ててもいきたい。と思っております。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) またゆっくりお伺いします、町長室へ。3 番目の質問に入ります。防災対策を聞くということで、現在、土台石の上で10センチですね、私が今確認してるんですけども、土台石がありますね。その上に昔は家を建てたんです。ドリルでねじでとめるようなことせずにそのまま置くような家をね。そういう古民家までですね。そこで10センチぐらい、二階建てですけども、10センチぐらい傾斜してます。そういう古民家まで、震災防御補修を行っているんですよ。何百万もかけて、震度7の震災に対応できるのかという心配をしております。また避難通路の古民家が破損、倒壊すれば、避難路が閉鎖されて避難出来なくなります。この問題もずっと言ってきました。その対応はどうするのか、具体的な対策が全然、対応は全然出てきませんので、今日は改めてこのことについてお聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。

総務課長	(築地 仲音 総務課長) ご質問にお答えさせていただきます。木造住宅の耐震改修につきましては、耐震診断において「倒壊する可能性が高い」又は「倒壊する可能性がある」と判定された住宅について、補強工事により「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」の水準まで耐震性能を向上するために実施をしておるものでございます。 この耐震診断は大地震動に対する建物の倒壊の可能性を評価するものであり、この大地震動とは、建築基準法において想定される「極めてまれに発生する地震」に相当するものと定義をされております。震度いくつまで耐えられるといった保証を行うものではなく、あくまで大地震動に対する倒壊の危険性を低減することを目的としております。 本町におきましては、平成２１年度から木造住宅耐震改修事業に取り組んでおります。また、避難路沿いの住宅や空き家が地震により倒壊した場合には、避難の妨げとなることが懸念されることから、所有者等への適正管理の働きかけや、平成２０年度から老朽住宅除却事業にも取り組んでおります。他にブロック塀等の耐震対策の促進を図るため、地震発生時のブロック塀等の倒壊による被害を軽減することを目的とし、ブロック塀等耐震対策事業に取り組んでおります。避難路の安全確保に努めておるところでございます。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) ６番、田島毅三夫君
６番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁をいただきました。私が言ってるのはそうじゃな

いんですよ。ただそう言われることは確か。うわべそんでいいんです。ところが実際にそれをどうするかというね、具体的に現にほの家が潰れかかっている家があるんですから、ほれに下に基礎がないんですからね、揺れたら倒れるん分かってます。それから今言うように入り口に古い家があって傾いていたらね。今度それに揺れてちえたら後は奥へ入ろう逃げようという逃げれなくなるんです。そういう具体的な緊急を要するような具体的ななものにもっと力を入れなければ、ただいろいろと公的なもので文書を出すようなそんな対策では全く駄目です。もう本当にこの津波を一つの大きな目的としたら、もうそれに対応できるような考えをしていかなと、そのための住民さんとの協力が大事なんです。意見交換、あるいは協力そういうことがね、それは全くできていない。もしやるというならば私は提案させていただきますが自主防災会を何とか一つの連合会にて東洋町連合会として、連合会の方と一緒にあって、町の防災、あるいはまた、震災対策をしていくと。倒壊のね、そういうように方向転換してもらいたいと思いますがどうでしょう町長。課長でいいですよ。課長でいいですよ。課長が答弁してくれる。はいはい、どうぞ。

(安岡 良仁 議長)

議長

築地総務課長。

総務課長

(築地 仲音 総務課長)

再問にお答えをさせていただきます。こちらの事業につきましては、個人からの申請によりまして補助するものでありまして、個人の所有物に対して町がそういうふうに対応していくということはなかなか難しいものであると考えております。以上でござ

	います。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) これはまた後のほうの質問に入ってきますんでそこは置いておきますが、2 番目の質疑を質問させてください。お願いします。空家増加と管理は町としてどう考えているのか、所有者との確認は取れているのか、これは所有者から意見がないとかいろいろ言われますが、そういうものを把握しておいて掌握しておいて、そこに家に向かってやっぱり町のほうからアプローチしていく。ね。そういう、住民さんからお願いくるまで待つようなことではいけません。やっぱり行政のほうから力を入れていく、そういう考えはございませんか。お願いします。
議長	(安岡 良仁 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 私のほうからは老朽空家の管理という観点から回答させていただきます。老朽空家につきましては、担当者による定期的な見回りですとか、住民さんからのご相談をもとにですね、所有者の方を調査いたしまして、所有者の方へ通知をすることによって、補助金、除却の補助金ですね、そういったものを活用した制度、あるいは自費による修繕など、適切な管理をお願いをしておるところでございます。以上です。

住民課長	(田岡 伊織 住民課長) はい。田島議員のご質問にお答えをいたします。現在町内には二つの診療所と一つの歯科クリニックがございます。町の医療機関の設置についてですけれども、既存の診療所の経営を圧迫するおそれがございますので、現時点ではですね、そのような考えはございません。 また仮にですね、町営の医療機関を設置するとしますと、県全体で医療スタッフが不足している中で医師や看護師等の確保ですね、さらには人件費や建設費用、それから高額な医療機器の購入など、財源面においても多くの課題を抱えておりますので、実現は現時点では難しいのかなというふうに思っております。 議員がご心配をされていることはよく理解できますけれども、医療機関の高台移転につきましてはそもそも医療機関側から移転の意向が示されていない現状において、行政として積極的に議論を進める段階にはなく、また行政が一方的に議論を進めることも適切ではないのかなというふうに思っております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 私個人的には、震災地の視察に5回ほど行ってきました。東北から能登半島の方にね、そこで一番気になったのは、結局もう一旦逃げても逃げる場所がなくなるというような人がもうどんどんどんどん減っていくっていう、震災が終わったとしても、帰る家がない、そういうことでね、そういうことを考えたらやっぱり

これは私はね、ごめんなさい。ちょっと離れましたが、医療機関もひっくるめて、そこは今の野根地区の方はあそこは、甲浦地区もそうですが、浸水域にあるんですよ。全部屋根まで浸ばかるんですよあそこは両方ともそういうところでね、仮にその人がまだお元気でずっとこれから5年10年やってくれるとしても、今度やられたときにはもう終わるんですから。だから私は今のうちに高台上がっていただいて、そこでずっと、それが個人的に出来なんたら町営といいますか町のほうで応援してやったらどうですかという質問なんです。何で文句あんのかい、言うて。それをお聞きしたいと思います。何やった。

議長

(安岡 良仁 議長)

8番の質疑とちょっと重なってるところがありますので。

6番議員

(田島 毅三夫 議員)

もう待ってくださいね。

議長

(安岡 良仁 議長)

田岡住民課長。

6番議員

(田島 毅三夫 議員)

時間どればある？持ち時間。

議長

(安岡 良仁 議長)

後25分。

6番議員

(田島 毅三夫 議員)

住民課長	15分使ってるか、焦ってます。そちらは構いませんけれどもね、やってください。答弁お願いします。 (田岡 伊織 住民課長) はい。再問にお答えをいたします。議員がご心配をされておりますとおり、医療機関が津波浸水想定区域内に位置していることは、町としても認識をしております。しかしながらですね、高台移転には施設の建て替えを含む多額の費用を要するものでございますので、その実施につきましてはあくまで医療機関自身の経営判断に基づくものであると考えております。そうした中で行政側からですね一方的に移転をお願いするということは、医療機関の経営にも大きな影響を及ぼしかねませんので、現状では適切ではないと考えております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6番、田島毅三夫君
6番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁頂きました。私が言ってるのは、一つのあれは、そういう公的な町営とかいうような言い方して申し訳なかったんですが、一つは私は行政によって高台造成を進めていくと、作っていく、そこへ皆がそれぞれの方が上がってもらおうというのを私の考えなんです。強制的でも何でもありません。このままでは津波来たとき皆流されるんです。だからそれを防ぐためにも、三陸からあっちのほうでもいろいろ見てきましたが本当にそれからあと復興にどれぐらい時間が、どれぐらいお金がかかったか。そういうことを考えたら、ほんでその間に逃げた方が帰ってきて

	くれないというほう言うことをよく聞いております。そうならな いために、事前に町行政が高台を造成してそれから順次順次入 れる人から順番に上がってもらう、公共施設やらね。それはそう いうお医者さんとかそういうことで質問しているんです。答弁も しよろしければ答弁お願いします。なかったらいいです。次また ゆっくり出て行きます。
議長	(安岡 良仁 議長) 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) 通告書ではですね、町営の医療センターの設置という話でした けれども、だんだんだんだんと流れがですね、高台造成の話にな ってきておりますので、高台造成の質問はですね8番目でいた っております。ただですね、せっかくこの町営医療センターの設 置という質問でありますけれども、5月7日にですね、議員全員 協議会で将来へ向けての医療機関の確保についてという議題も ございましたけれども、議会のほうでもですね将来に向けての医 療機関どのように確保して、内容分からないんですけども、そう いった議題がありますので、まず議会の中でですね、こういった 答えになるのか、調査研究をしていただいたうえで、またご質問 をいただきたいなというふうに思っておりますよろしくお願 いいたします。
議長	(安岡 良仁 議長) 6番、田島毅三夫君

6 番議員	(田島 毅三夫 議員) もう平行線になりますが一つだけ言っておきます。このままでね、津波が来てから対応するということやったらは、町は完全にやられてしまう。事前にそういうことをしておけば、人の命も守れるし財産も守れるし、よそ行く人も減ってくるし、町はこのまま残っていると、そういうことでお願いしてるんです。また考えます。 5 番目の質疑に入ります質問に入ります。町漁業の活性化と産業振興策を聞くということで、2 点お聞きしたいと思います。40 年前、甲浦未来会から漁協に港湾での長太郎貝の試験的養殖をお願いしたことがあります。決まりませんでしたけども、甲浦湾での魚介の養殖を求めるがどうでしょう。町が、漁協は今厳しい状況に入ってますので、行政のほうから力を入れてほしいということで質問しております。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) はい。田島議員のご質問にお答えします。今現在、民間事業所におきまして、カキの養殖を試験的に行っている方や、ハマチやヨコワなどの養殖を期間限定で行っている方もおられます。そのことから、町が先導して民業を圧迫するような、魚介の養殖を進めていく考えは今のところございません。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君

6 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう民間の業者の方がね、やってくれておられるということとは私も余り分からなんだ申し訳なかった。それは期待して今後進展していただきたい。よろしくお願いいたしますと思います。 それでは二つ目の質問に入ります、最後の砦となっている道の駅発展のためにも、町事業として、国や県の補助を受けて小敷網再開の検討支援を求めるかどうかという質問です。小敷網というのは漁師の網ですよ。漁業関係者がもういなくなりまして、網元さんもないのもうしゃあないから、町は行政が先頭立ってそういうことを進めていって、それからあとその人に任せるといような方向でお願いしたいという質問でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 田島議員のご質問にお答えします。まず町の事業として小敷網が実現可能かどうかを、高知県のほうに問合せしてみました。回答としましては、補助金要綱上無理があり前例もないことから実現可能とは思えないとのことでした。 なお、県の担当からは民間意欲が高まり小敷をやりたいと名乗り出てくる事業者を待ち、それに対し町が支援する形が理想ではないでしょうか。とアドバイスをいただいております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長)

	6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁いただきました。私のあれにかかったような感じ です。そのとおりなんです。だから私は言ってるんです。こうい うことを訴えてそういう答弁がもらえたら、そこで住民さんの方 からそういうことを起こしてやって町にお願いしたいというこ とが上がってきたらどれぐらいの応援ができますか、今の段階で お聞きしておきます。総事業費のどれくらいが。まだ船はありま す。一艘大きな船がね、木造の船がね。あれは使えます。
議長	(安岡 良仁 議長) 自席での発言はしない。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) はい、ごめんなさい。
議長	(安岡 良仁 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 再問にお答えします。詳しい補助率等につきましてはちょっと まだ調べておりませんが、漁船のリースや網のリースなどが補助 対象になると思われます。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君

6 番議員	(田島 毅三夫 議員) すみません、1つ追加、人件費なども入りますかそれに。
議長	(安岡 良仁 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 再問にお答えします。確実なことは言いませんが人件費につきましては、補助対象になるとは思えないと思います。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) これは、もう一遍確認してくださいね。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) それでは、6 番目の質問を始めます。道の駅店舗拡幅による地場産品販売の推進というか、そういうことでお聞きしたいと思います。一度に多数の観光客が来てくれても、現状のお店では混乱する状況にあります。道も狭いし、場所は狭いし、以前提案した観光バスのトイレ休憩の招待は行ってくれたでしょうか。またその結果はどうであったかお聞きしたい。まずお聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長)

産業建設課長	大坪産業建設課長。 (大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員のご質問にお答えします。白浜駐車場の観光バスの利用実績はお遍路ツアーを含め団体のご利用が令和7年度で10件ございまして、弁当の注文及び食事を276名の方にご提供をしております。立ち寄った際には、トイレ休憩並びに道の駅東洋町内でお土産など購入をされております。引き続き関係機関との連携により駐車場施設の利活用を進めていきたいと思っております。 また、道の駅では団体客が利用する場合には、混雑が予想されますので、特に食堂の利用時間の分散化や、お弁当の予約販売を推奨いくとのことですので。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6番、田島毅三夫君
6番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁でございます。私はそういう方たちがね、困らずに、もう広いところでね、悠々にご飯も食べて、買物も悠々とできて、あっちこっちの時間の間トイレ行って、またあるいは品物を見てからね。わあわあと言うて言われて帰った方がまた行ってみようというような形の何言うんですか、新しいにもう一遍来るようなね。そういう海の駅、道の駅にしようという計画なんです。お願いなんです。そうしないと、このままではね。町産品がどんどん減っているんです。高齢化して、私どもも一緒ですけれども、出品する品物が少なくなっていると。どんどんどん地元のもんがなくなって、町外の品物が増えていくということになります。

	す。こういうことで大変なことになります。そういうことを一つ防ぐためにも、私はこういう質問をしておりますがもう一度、課長。答弁があればお願いします。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の再問にお答えします。現在の施設の面積につきましては、若干狭い部分があるとは思いますが、現状の面積、店舗の面積を維持をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 反論しときますが若干ではありませんよ。大坪課長さん、もう混乱しますよ。歩けないぐらいにはち合うて忙しいときは、……なんかやったらね、それは見ちょかんといかん。 それでは、6 番の 2 番で質問させていただきます。現状では、町内出品者が減少し、今後、町外産物に依存することになると思います。このままでは大変なことです。対策として売場を拡幅し、植木鉢の花木やいろいろそういう中古品コーナーとか、いろいろそういうものを設置して、来客者の増加を計ろうじゃないかというのが私の質問なんですが、答弁あればお聞きしたいと思います。

議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 反問です。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 簡潔に一つ。私も簡潔にしますんで。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) このご質問につきまして、令和 7 年 3 月に答弁をさせていただきましたが、道の駅東洋町では、リサイクル品などの販売には保管場所や人員配置の課題も残るなか、地域からの要望売上げ利益や賑わいなど、ある程度効果が見込まれるものであれば指定管理者としては、期間限定で試験的に実施し効果を検証することも検討できるのでは、と答弁をさせていただきました。その後、議員はどのように行動されたのかお伺いしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) はっきり言いまして、あれからそういう問題について向こうに確認しておりません。謝ります。今日今後、質問がこの議会が終わったら即行って話合いさせてもらいますので、よろしくお願いします。

議長	それでは、3 番目に入ります。物価高騰のおり、 (安岡 良仁 議長) 田島さん、ちょっと。 大坪産業建設課長。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 答弁ある？
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 先ほど田島議員のほうからお話いただきましたけども、現状、道の駅東洋町の指定管理者でありますファウンディングベース社からは、町内生産者などから出品の希望、相談などがない状況と聞いております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 出品者の名簿は持っておられますね。名簿町内出品者の、私が前に一遍出品者の会をつくろうとしたときに20何人しかどうしても分からないのです。その名簿を見せてくださいと言うけれども、見せてくれなくて結局中途半端で終わりました。我々ほやきに、いまだに全員に諮ってないんです出品者にね、ついて、その出品者の名簿いただけたらそこに皆集まって会をとらせてもうて、そこで検討したいという考えだったんですけどね。もし何やったらその名簿をいただけたら私はみんなに話をして、この立

	ち上げします。出品者の会をそういうことで一遍、答弁があればお聞きしたいと思います。なかったらいいです。また話に行きます。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の再問にお答えします。この名簿につきましては、道の駅のほうとご相談をいただけたらと思います。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) これ3番目になります。これはちょっと厳しい言い方になるかと思いますが一遍聞いてください。物価高騰のおり少しでも安くと思う、町出品者の手数料減額の検討はお願いできないか。高齢者の方たちがね、それはきれいなもんじゃありません消毒もしてないと、そういう品物持って行って少しでもと思って安くしてから、そういうことで販売していると聞いております。そういう人にはやはり、15パーセントちょっと安くしてあげられないかなというこの質問でございます。お願いします。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。

産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員のご質問にお答えします。道の駅東洋町への出品につきましては、委託販売方式としまして、東洋町内の出品者の方は、販売価格の１５パーセント、町外の出品者の方からは２０パーセントを販売手数料として納めていただいているところです。 物価や資材の高騰が続く中、施設利用者の方は新鮮で安い商品を買いたい。また、生産者の方にとっても、生産等に係るコストの上昇に苦慮されていることにも理解ができます。 しかし施設の運営において、今般の物価高騰やエネルギー価格高騰を受けているなか、販売手数料の引下げは収益の悪化に直結することが想像できます。 よって、当面は現状の手数料を維持していきたいと考えております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) ６番、田島毅三夫君
６番議員	(田島 毅三夫 議員) まだ何分ありますか。何分、わからんね。
議長	(安岡 良仁 議長) １８分ですね。
６番議員	(田島 毅三夫 議員) 半分あるな。７番に入ります。貸家補修補助についてということで一点お聞きしたいと思います。県外の人から借家したいという依頼がありました。これは町の担当職員さんから聞いた話なん

です要請があったんです。こういう方がおるから貸しちゃってくれませんかというね、私はいいですよっていう話をして、ほんで家見に来てくれて借るようになっちゃったんです。そのことでちょっとお願いしたいことがあります。という依頼がありました。が、10年以上前に町の補修補助が出ている場合は、二度目は駄目と県が言っていると拒否されました。結局2回目当時は25万円でしたかね1回目は、それ10何年、もう5年ぐらいなるかな。以前にやって、老朽化して入れなくなっています。それを今回の新しいのを使って、補助金を使ってやれないかという提案やったんですが、後日、拒否されてどこやったかな。お願いしたところが2番目は駄目と県が言っていると拒否されたんです。1回目で10何万20何万受けていたらもう2回目は駄目ですと拒否されました。そこで県のほうに確認させてもらいました。県担当課はそんなことは言っていない。町判断に任せてあると返事があったんです。どちらが正しいかお聞きしたいと思います。

議長

(安岡 良仁 議長)

田岡住民課長。

住民課長

(田岡 伊織 住民課長)

はい。お答えをいたします。本件につきましては、今年の3月13日の議案質疑においてもですね、同様の答弁を申し上げましたところでございますが、改めてお答えをいたします。空き家改修補助金につきましては、本庁の担当者が県に照会をいたしましたところ、空き家バンクあるいは借り上げ期間の10年以上の期間を経た場合であってもですね、同一の制度を再度利用することはできないと、そのように回答をいただいております。ちなみに

	確認なんですけども、この件は議員ご自身の所有されている物件のことを言われておられるのでしょうか？
6 番議員	（田島 毅三夫 議員） ともう 1 件別にあります。
住民課長	（田岡 伊織 住民課長） はい。以上でございます。
議長	（安岡 良仁 議長） 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	（田島 毅三夫 議員） これは議員が絡んでいるか絡んでいないかは関係ないんです……っていうのはね、もうこれは一般の人にもひっくるめて、そういう 1 回目のなにが出した以上はもう出せないと断られた、今答弁ではそういうことは言ってないと言われました県のほうが言っていないと。これは私は県のほうに確認します。明日でも今日遅いな、明日でもちゃんとその課長さんが担当者が、ちょっと待ってくださいと言って向こう奥の方で何人かの人と協議してました。声聞こえました。それで戻ってきて、それをそのことはもうちゃんと東洋町に報告してあると言うてます。という返事やったんです。だから間違いありません。以上ですがこれはこれ以上も進めませんので、 次の 8 番目の質問に入ります。とですね、高台造成と震災対策についてということで、何点かお聞きしたいと思います。防災復興には甲浦保育園のように、民家も含めた公共施設の高台造成移

	転しかない、ありませんこう思っておりますが、町はどう考えているのか、防災復興ですよ。防災というのは被害がないようにするため、あるいはそれからやられた後にも、今言う、どのようにして費用を落としてね、よそ行くようなことのないように地元に住んでもらえるかどうか、そういう対応が大事だと。そのことについて町長、考えをお聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 足達産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(足達 善亮 産業建設課長補佐) 田島議員のご質問にお答えいたします。公共施設の高台移転につきましては、現在、甲浦保育園を津波浸水エリア外への移転に着手しているところでございます。今後は、消防出張所を含めた公共施設の高台移転を検討してまいりたいと考えております。高台造成による民家の高台移転につきましては、現時点では当てはまる補助事業がございませんので、考えておりません。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 私の質問の趣旨は、甲浦保育園の問題と別ですね。あれは必要ができたから今慌ててああいう造成が始まったわけですからね。そうでなくて私は今後もこの防災、あるいは復興を目的目標にして、どうしていくかという質問してるんです。このまま必要なときだけ一つずつ上がるんじゃないくて、もう今のうちから造成をし

ておいて、万が一また万が一と言うか造っておいて順次上がってもらおうと、もうそのね、例えば、町ももう40年、50年になるのかな、できてこの庁舎それからいろいろあっちの公民館やにおいてももう多分もう期限も切れてると思う、超えてると思います。そういうところから順次上がってもらって、それから後また住民さんにも希望者にどんどん上がってもらおう。よそからの人たちも回ってもらおうという、そういう形で、防災、また災害を止めていくと。そういう意味での高台造成なんです。それをやっておかなければ、私たち3回も4回行きました議会でも、もう本当にえらいになってるんですから向こうは。ね。そういうことにならないように人口減らさないように住民さん困らさないように、そういう意味での高台造成を町は進めていきませんかという提案なんです。質問なんです。お願いします。

議長

(安岡 良仁 議長)

足達産業建設課長補佐。

産業建設課長補佐

(足達 善亮 産業建設課長補佐)

再問にお答えいたします。高台造成による民家の移転等につきましては、候補地の選定や地権者への洗い出し、造成費用など様々な問題点があります。造成には数百億円規模の費用が発生すると考えておりますし、また、地区の合意形成や個人負担、町の負担が大変大きくなり、現在のところは非常にハードルの高いものと考えております。以上です。

議長

(安岡 良仁 議長)

6番、田島毅三夫君

6 番議員	(田島 毅三夫 議員) そんなことは分かってますよ。ほんでね、結局私が言ってるのは、住民さんのお願いといいますかね、そういうほのどう言いますか、そういうほの住民さん問題らをひっくるめて自分たちが事前にね、なってからでは遅いんですから、震災後では遅いんですから、それをみんな何回も視察に行っていて分かってるはずなんです、そうならないために、事前にやりましょうという問題ですから、お金がかかるのは分かってます。ただそれも全部全てじゃないんです年度、年度に順番にやっていったらいいし、できる範囲からやっていったらいい。それから住民さんの声をということであれば住民さんの声を行政のほうから聞いて行ったらいいんですから、そのためには私は何遍も言いましたが、自主防災組織防災会の連合会をつくってそこと行政とが一体になって話し合いをしてこういうことを進めていきましよう。こういう提案もしましたがまったく動こうとしない、それで改めて質問してるんです。答弁を再答弁をお願いします。
議長	(安岡 良仁 議長) 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) はい。この8番の通告書ですけど、もう1番から3番目まで全て、もう再問の中で出てきておりますのでちょっとまとめてお答えをいたしますけれども、まずですね、民家と公共施設の高台移転を区分して考える必要があります。それにはですね、財源に違いがありますしその財源にもですね、限度があります。公共施設

については、これは先ほど担当が答弁しましたように、甲浦保育園の次はですね、また室戸消防本部東洋支所の移転を計画をしておりますけれども、高知県が進めております、消防広域化の動向に注視をする必要がございますので現在は保留としておりますが、このようにですね、具体的に移転可能なものから、浸水区域外への移転を進めていく必要性はあると考えております。そして財源として公共施設の場合は緊急防災減災対策事業がありますが、しかしこれはですね、これにも、財源の限度というのがありまして、先ほど担当のほうからですね民家の高台移転で数百億円規模という答弁ありましたけれども、そういった大きなお金がですね１００パーセント賄えるあるいは補助事業があったとしても、限度がありますので、活用できるとは限らないという現実があります。現在ですね、甲浦保育園で初めての本町で初めての高台移転へ挑戦をしておりますけれども、実施主体として思うところはですね、高台移転には相当な労力と費用がかかりますので、次から次へというふうにはなかなかできないものというふうに思っております。まずはですね甲浦保育園の高台で全力を挙げていきたいというふうに思っております。それからですね民家の高台移転でありますけれども、前回３月定例会でも答弁をいたしましたけれども、財源の確保が困難なため、これも現実的ではないと。考えております。以上でございます。それから、すいません今議長質問、これ三問あるんですけど、全部回ってるんですけども、一緒くたでいいですか。

６番議員

（田島 毅三夫 議員）

構いませんか。ほんならこちらに、構いませんかいうてもらわんといかん。

議長	(安岡 良仁 議長) はい。6 番、田島毅三夫君。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) まとめて構いませんかと言わんといかん。はい、では困る。そういう答弁いただきました。町長からね。お金も数十億言うたかな。うん。ねえよう聞いてくださいね。仮に事前にやることによって数十億円かかるとしても、国県町いろいろ出してもかかるとしても、これはだからと言うことで震災が来るまで待っていて震災を受けたときに、どれぐらいかこれ何倍も何倍も必要なるんですよ。その間住む家はないんですから。あの時行きましたね。東北行ったときに、大きな3メートルも4メートルもあるような山から向こう穴あけてトンネル造って向こうから土砂をどんどんどんどん南三陸町やったかな。あれはそう言うて二つか三つの大きなトンネルを造ってそれで埋立ててそういうことまでして埋立てしちょうわけですね。そういうことにならないように事前にやったら、何倍も何倍も安い費用できるんです。これ全部一遍にやらなくてもいい、できる範囲からやっていったらいいんですから、10年計画でも構いません。15年計画でも構わんと思います。どうですか、そういう形で取組はどうですか町長、もう一度答弁あればお願いしたいと思います。無かったらいいです。
議長	(安岡 良仁 議長) 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長)

再問もそうですけども、これまでもですねこの高台へ、事前の高台移転の話何度も何度も質問をお伺いして何度も何度も答弁をしてきております。お伺いしてもですね非常にですね非現実的な話だというふうに感じます。こういったですね民間の公共施設は先ほども言いましたけども、次から次へというふうにはなりませんけれどもですね、可能な限り浸水区域外の移転ということはどうしてもこれは進めていく必要はあろうかと思いますが、民間の事前高台移転などという、こんな大きな、大きな施策につきましてはですね、一議員の思いだけで進めていくっていうのは困難であります。困難であるということをこれまでも今も、答弁をしたところであります。議員はもとよりですね、こういった大きな施策につきましては議員内部でも、調査研究課題として、それこそですね議会は言論の府というふうに言われておりますんでですね、議員間で自由な討議を展開をして、具体的にですね、提案をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議長

(安岡 良仁 議長)

6 番、田島毅三夫君

6 番議員

(田島 毅三夫 議員)

議会には私がこの会が終わったら即明皆さんにお願いするようになります。そしてただ問題はですよ住民さんにもやっぱ入ってもらいたいんですよみんな協力あって、そのためには自主防災会を連合会にしてから、全町を挙げた住民さんとの連携をとらんといかん。それで行政と議会と住民さんと3者が組んで、自分たちのことなんですからね。このまま放置して、本当にやられたとき

	に、もう哀れな姿を見てきています。野原ですから全部流されて、そこ家建てれないんですから危険区域になって、そうなったら本当に大変ですから、そのために事前にやりましょうということですね。そうしたらやっぱり仕事も残るしその建設仕事中にも皆、住民の町の建設業者の方も仕事ができるし、雇用もできると思うし、それによってまちが明るくなっていく、そういうええ方に転換していく人口も増えるんじゃないか、そう思ってるんです。一つこのそういうことも踏まえた一番この何にひとつやってみませんか。もう答弁なければいいです。
議長	(安岡 良仁 議長) 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) はい。議会定例会終了後、早速議員の皆さん方に声掛けをするということでもありますけれども、先ほどですね、本気でこの事前の高台移転、民間の高台移転ですよ。ていうのを本当に検討したいというのでありましたら議員がおっしゃいましたけれども、住民さんも含めてですね、議会基本条例の中にですね議員活動の原則というものがありますのでそれに基づいて、行動を示した上で具体的に提案していただきますようお願い申し上げます。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員)

分かりました。その通り一遍頑張ってみます。しかし、行政としてもやってください。行政はもう長なんですからね、町の。やる気があるんでしたら、行政としてどうするかということを計画立ててやっていただきたい。

次の質問に移ります。9 番目です。成人後の禁煙についてということでお聞きしたいと思います。令和 2 年以降、毎年成人式で生涯の禁煙を訴えて来ました私はね、今回イギリスで 18 歳以下の禁煙法令が発令されたと聞いております。これも全喫煙者への禁煙ではなく未経験者への禁令、18 歳以上はいかんとなったね、イギリスの場合は。未経験者への禁令であり、途中変更の苦労ありません。途中で飲んだ方やめると大変けども、未だこれからの飲んでない方に対する禁煙ですからね、何ら問題ないそう思います。自己の健康は勿論、家族や周囲の環境改善、たばこ代、治療費など百害あって一益も無い禁煙の防止であります。住民さんの将来を考えると、反対理由は無いと考えますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長

(安岡 良仁 議長)

奥村住民課長補佐。

住民課長補佐

(奥村 忍 住民課長補佐)

田島議員のご質問にお答えをいたします。本町での喫煙に対する取組といたしましては、分煙や、受動喫煙防止を促すポスター及びチラシの配布や、検診時において個人の喫煙状況の把握をしたり、保健指導によるたばこの健康被害リスクの周知等を行っているところでございます。一方、たばこは合法的な嗜好品であり、喫煙するかどうかは、個人の判断によることから、法律で認め

	られたものを規制するということは難しいと考えます。田島議員のおっしゃるように喫煙者の健康対策や受動喫煙対策にはかなり重要なことについては理解をいたしますが、田島議員の今回の提案に関しましては、本町の対策だけではなく、国レベルの対応が求められると考えます。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁をもらいました。あのねえ、ポスターとかなんとか出していると言われましたね。そんなことではなんちゃあこの改善はできない。紙に書いてポスターだけでね貼ってからそれで禁煙が続いていくというような問題ではないと、それとまた確かに、個人の問題やから、そういうことは町はできないとかんとかいうことを言われましたけれども、しかし一方的に町長はあなたはあそこで吸いよるんやろねちょいちょい見ますが、あその教育委員会の下でね、結局危ないということで皆の前で吸えないってことで吸ってるんでしょう。そうでしょう。禁煙ができてから禁煙条例という法律ね。そういうことであれば私はもうほら町長はそういうこと禁煙やったらもう自らが何をしたいで、この東洋町からこのたばこの害を減らしていく、なくしていくと。こういう立場に立って頑張ってもらいたい、立ち上がってもらいたいんですよ。そうでなかったら、町長のああいう姿見よったら誰が今言う課長が今言われた答弁ありましたが、上がそういう態度なのに、下の職員さんがどない言えますか、そういうことも踏まえて、一遍また協議の中で庁議の中でも一遍話し合いをし

てもらいたい。ほんで住民さんの声も聞いてもらいたい。ほんでこれはまた我々も議会として議員として、またいろいろと方向を変えて私は皆に意見を聞いていますので、もう一遍今後これをもう一遍聞き合わせた上でもう一遍話合いしましょう。うん。次の議会になるか次の次の次になるか分かりませんが調べますんで。以上、これはこの部分は以上です。もういいですね。

ほんなら、最後の質問に入ります。まだ時間ありますねかまんね。消防団の県統一について、これは今日の午前中のやったかな、一般質問でごめんなさい、他の議員からもこの問題出ておりますが、重複します、許してください。知事から人口と団員減少対策として、団員の減少減っていく対策としてね。消防団の県下統合の指示があって、新聞には、地域の防災や団結がなくなると反対調書も出ておりました高知新聞のね、民間の方から。以前、農協や漁協の統合にも反対して、振興策や提言を要請したら、県に言ってくれと拒否され、地域独自の団結活動はできなくなっています。こういうこともありました。二の舞を防ぐためにも、県一統合には反対し、町長の意見を聞きたい。このままでは大変なことになる。例えばですね、組合、農協組合、それから漁業組合、それからあといろいろの会がありましたが、その会がもう全部県に統合されたら、本当に地方のそういう組合としての活動は全くできなくなる、何か提案しても全部上に言うてくれ、県に言うてくれ、そういうことになってるんです。こうなったら大変ですから、ぜひそれをとめたいということで町長に質問しているんですお願いします。

町長

(長崎 正仁 町長)

議長、反問します。

議長	(安岡 良仁 議長) 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) ちょっと確認です。確認です。ちょっと通告書のほうにはですね持ってます？通告を持ってないですね、ちょっと見え消しをされてるんですけど、通告書の中では、県消防署統一になってるんですね。けど、薄っすらと消防団と見えるんですけども、内容を見ても消防団の統一には反対だという内容だと思うんですけどこれは消防団の統一に反対という質問の趣旨でよろしいでしょうか。よろしく。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) そのことは、11日やったかな、10日の日やったか前日にうちは通告書を見てもらいにこっち持ってきました議会のほうに、そのときに担当者から、これは団ではいかんと。署ではいかんと。これを消してくれと、こういうことで、団に変更したんです。どっちやったか、何やったか、逆か。ごめんなさい、頭混乱しちゃう。ごめんなさい。
町長	(長崎 正仁 町長) 分かりました。

6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 分かった。
議長	(安岡 良仁 議長) 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) はい。田島議員の質問にお答えをしたいと思います。消防団の統合とか、広域化というのはございません。ご心配なさらず。統合するのは、消防団ではなくて、消防本部のほうです。のでよろしく願いいたします。消防団はそのままです。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 消防団がそのままという答弁もらいました。結構ですよ。ただ要するに私が言ってるのは、漁業組合でも一緒農協も一緒なんです。名前はそのまま残ってるんです。しかし今言う中の仕組みが県を主になり、あるいは郡を主になりして上に行ってしまったものですから、1 番下の最前線で頑張っている、地区の農協は全然動けなくなったんです。その証拠にポンカンなんかも、
議長	(安岡 良仁 議長) 議題以外になりますので。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員)

	その判断しよる。
議長	(安岡 良仁 議長) 農協、漁協の話は
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 例をいっきよらほら。河内のポンカン、安芸まで持って行かないかんって皆がどんどん辞めていっきよる、こういう状況になって、そういうことでこの消防団のほうもそういうことにならないかということで心配してお聞きしよるんです。
議長	(安岡 良仁 議長) 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) はい。今ですね、そういう再問ありましたけれども、消防団、東洋町でいうと東洋町消防団っていうのは、
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 名前はね。
町長	(長崎 正仁 町長) ありますけど、そのまんまです。消防の広域化は、東洋出張所ございますよね東洋出張所は室戸消防本部の出張所ですけども、消防本部の県下 15 消防本部の広域化というのを今検討しているところで、消防団というのは入っておりませんのでこのような質問には当てはまらないと。思いますのでその辺ご理解いただき

	たいと思います。お分かりでしょうか。よろしくお願いします。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 分かりません。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁もあり、最後に一つだけお聞きしたいと思いますが、そういうことであればですね、今そういう答弁もらいましたが、現在ほんなら東洋町の町長は団がもちろんありますそのまま、けれどもそれが団として東洋町の団として独自の活動というか、そういうこともできるような状態になってるんですか。全部上に報告して上の許可をもらわないとできないような、今までやったらほら地域の団として、その地区に合わせた地域に合わせたいろいろな活動ができたんですけども、そういうところまで影響あると聞いたもので言ってるんです。
議長	(安岡 良仁 議長) 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) はい。議員の質問にお答えいたします。いろいろと今、県一の消防本部の統一、いろいろとあるんですけども東洋町の場合はですね、これまでどおりと。いう中で検討のケの字も入っておりません。いろいろ私もですね、この通告だけを見て、いろいろ答弁

	も、考えたんですけれども、ちょっと、田島議員とのこの消防っていうキーワードだけでの質問でちょっとかみ合わないところが出てくると思うんでこれ以上ちょっと答弁は差し控えておかないと多分かみ合わないと思います。ですが、今後ですね、7月に安芸郡のほうで議員の研修会ございまして毎年参加もされると思いますけれども、その中で、県一の消防の統合についての研修会も入っているというふうに伺っております。そこでですね一度、全体的なことをお聞きをしてですねその場で意見交換もされたいと思いますでしょうしこの一般質問の場で言うのであれば、同じですね、背景の中でやりとりをさせていただきたいというふうに思いますので、7月の総研修会までお待ちくださいますようお願いします。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁もらいました。確認しておきますが、そのときには町長、本当にこちらの言い分を聞いてくれますね話合いのときには、頭からもうこんな話聞かんというような態度じゃなくて、まずそういう皆の意見を聞き入れて、そして最良の一番ええベストの方の方向に向かっていかんといかん。そういう考えなんです。一つだけ言わしてもらいますが、今、町長は東洋町の消防団といいますかね、そこと組織と話合いをしておりますかこの問題についてしてたら。
議長	(安岡 良仁 議長)

	長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) はい。再問にお答えいたします。ごめんなさいもう一番最初に戻るんですけども、消防団を県知事はですね、この消防団を県で一つにまとめようという提案ではありません。ので、消防団はこのことはもう頭から抜けてほしいと思います。よろしくお願いします。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 町長の言よるのは名前だけを言ってるのでしょ。内容を言ってるんです。その内容は団と何されていって統一されたら、漁協や農協のように意見も言えなくなるということで心配して質問しよるんです。以上です。終わります。
議長	(安岡 良仁 議長) 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) はい。そしたら東洋町ですね消防関係で、簡単に言いますとですね、室戸消防本部東洋出張所役場の前ですね、あそこは救急救命業務です。救急救命業務、消防と付いてますけどね、救急救命業務です。消防団は、東洋町の消防団でまた別組織なんですね。ちょうど団長がいて、副団長がいて、甲浦、野根の分団長がいてっていう別組織です。災害時の対応ですとか、一番は火災の消火活動とかですね、全然その業務が違いますので、消防団のことにはもう今回はさわらないという、ということなので、消防本部

	のやろうとしていることで消防団は引っかかってこないです。全く別の世界ですので、名前だけ残すということじゃなくて実態も残ります。消防団は実態として残ります。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 最後になりますが、このままでね、現在も町長は町の消防団として放置というたらいかんけど、そのままにしていったらどんどん人口が減っていくうえで団員もって減っていく。ほんで今言う大きな山火事等の問題も出てくるわけですよ。そういうときに踏まえて今の人口はどんどん減って団員が減っていくそういう小規模の消防団でどんな対応をしていくか、大きな問題です。そういうことを踏まえてね、今後また検討してもらいたい。私らもまたそれぞれに、自分なりに町の人にも聞いていきます消防団にも聞いていきますので以上です。よろしくお願いします。
議長	(安岡 良仁 議長) 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) 通告の内容が思いっ切りずれておりますけど消防団の確保についてもですね、先ほど同僚議員からの質問にお答えをしたところであります。当然ですね人口減少下の中で、ごめんなさい、趣旨が外れてしまうのでやめます、はい。以上です。

議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) 私が言ってるのはこの最後にありますね。二の舞を防ぐためにも県一統合に反対し町長の意見を聞くということで質問したんです。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) はい、6 番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。 (質問終了時間 1 6 : 1 0 時分) 休憩します。再開は 4 時 2 5 分、4 時 2 5 分です。 再開をいたします。 (再開時間 : 1 6 時 2 5 分) 続いて、岡洋志君の質問を許します。 件名は、3 月 3 0 日に甲浦で 2 8 1 戸の停電が復旧まで 1 2 時間半を要した件について他 2 件であります。答弁者は町長、担当課長他となっております。 2 番、岡洋志君、質問を始めてください。 (質問開始時間 1 6 : 2 5 時分)
2 番議員	(岡 洋志 議員) 通告のとおり質問いたします。原因は国道沿いの倒木と高知新聞で知りましたが、町内の電線にも被っている雑木の枝やつる等を見かけますが、原因となる前に対処出来ないものでしょうか。

議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 岡議員のご質問にお答えさせていただきます。四国電力送配電へ確認をいたしましたところ、3月30日の深夜に発生をした停電は、翌日のお昼11時53分頃に解消されるまでの12時間半、甲浦西地区全般で270戸の世帯に影響があり、原因は、国道55号線甲浦大橋付近で、樹木の枝が電線にかかったことによるものであったということでございました。 停電が長引きますと、住民生活に支障が生じます。岡議員のおっしゃるとおり、停電発生原因の可能性となる事象に対処しておくことが、未然に停電を防ぐことにつながります。 例年台風シーズン前に広報とうような配布に合わせまして、全世帯へ台風対策のお願いのチラシをお配りをしておるところでございます。議会資料といたしまして、お手元にこちらの資料(資料提示)をお配りをしておりますのでご参照ください。住民及び議員の皆様におかれましては、電線や電柱に物が引っかかっていたり倒木している場合や電線が垂れ下がっている。また、電柱にツタが巻き付いていたり、鳥の巣が作られている場合など、発見をされましたら、チラシ記載の四国電力送配電、安芸営業所までご連絡をお願いいたします。また、裏面にありますライン公式アカウントの友達登録によりまして、エリアの停電情報が自動で届くほか、停電発生原因の可能性となる現地の写真を投稿して早期にお知らせをすることもできますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長	(安岡 良仁 議長) 2 番、岡洋志君
2 番議員	(岡 洋志 議員) 分かりました。実は先月も同じような、同じ箇所です長時間の停電が起こりまして、やはりこれ同じ場所同じ箇所は、なぜ長時間になるか何か原因があることだと思います。やはり先ほどの答弁にもありましたように長時間の停電は熱中症、低体温症、通電火災等、二次災害を起こしかねないので早急に対応を求めて、次の質問に移ります。 続きまして老朽化する空き家についてですが、現在カラーコーンが立てられて数年経過している空き家は現在どのような状況でしょうか。
議長	(安岡 良仁 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) はい、岡議員のご質問にお答えをいたします。コーンバーの設置箇所は町内全体で7件でございます。老朽空き家につきましては、近隣住民や地区からの苦情、ご要望を受け町外にお住まいの所有者等に対して、適切な管理をお願いしているところでございます。通知により除却や修繕など適切な対応をとっていただけるケースがある一方、対応をしていただけないケースがあるのも実情でございます。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長)

	たいと思います以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 2 番、岡洋志君
2 番議員	(岡 洋志 議員) 先ほど説明のあったとおりやっぱり持ち主が不明とか放棄した空き家は、今、老朽化が進み、本当に近隣にお住まいの住民からは、結構な苦情とか、こうしてくれないかという意見が上がってきております。これに対して応急処置っていうか、瓦が落ちるとか、壁が剥がれて風がある日は飛んでくるとか、雑草が自分のほうの土地に入ってくるとか、こういったものに早急に対応する策はありませんでしょうか。
議長	(安岡 良仁 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) お答えをいたします。応急措置につきましては先ほど申し上げましたとおり、状況を見極めて、本当に簡易的なものです。ネットをかけるとかですねものにはなるんですけども、ご相談頂きましたらまたちょっと状況に応じて検討したいと思います。それと隣の草木などが敷地内に入って来る件についてなんですけどもちょっとすいません事前通告になかったので、ちょっと記憶になるんですが法改正が最近ありまして、例えばですね、隣の方が草を刈りたいんで、けども所有者がどこにいるか分からないとか、一定の条件を満たせばですね、土地の方自身で入ってきた分

	を除去するとか、たしかそういう法改正があったことを記憶しております。また調べしておきますので。はい。すいません。お願いします。
議長	(安岡 良仁 議長) 2 番、岡洋志君
2 番議員	(岡 洋志 議員) はい、分かりました。災害時そういった老朽化した空き家は倒壊により避難経路の弊害になりうることも想定できますので、備える観点から、また早急な対応を求めまして、次の質問に移ります。 続いての質問は、町バスの運行についてですが、5 月 1 9 日文部科学省から全国に安全確保の通知が出ましたが、本町のバスの運行は今後どのように進んでいきますか。
議長	(安岡 良仁 議長) 生松教育次長。
教育次長	(生松 克祐 教育次長) 岡議員の質問にお答えをいたします。まず初めに、5 月 1 9 日、文部科学省の通知の題名は、部活動の遠征等における安全確保についてというものでございまして、この通知は、他県において部活動の遠征のための移動中、生徒に死傷者が出る重大な事故が発生したことによる通知でございます。その通知の内容を申し上げたいと思いますが、端的に申しますと校外部活動時の安全確保はもちろん、国から貸切りバスまたはタクシー事業の許可を受けた

者との適切な契約を行うとともに、乗車当日のナンバープレート、緑ナンバーですけれども確認すること。そして、運転手が適切な運転免許証を保持している。それとその自動車が適切な保険に加入している。またレンタカーにつきましては、実際に運転する可能性のある全ての者を貸渡契約に運転者として明記すること。また運転者の変更がある場合には、予めレンタカー業者の承諾を得るなどの貸渡約款を順守すること。

次に長距離、長時間にわたる移動が必要となる遠征等は、その必要性を検討し、無理のない移動と公共交通機関の利用の検討。事故発生時の対応については、人命優先とし１１９、１１０番通報、学校などの緊急連絡体制など生徒の安全安心の確保を図るという内容でございます。

本町教育委員会としましては、これまで部活動での移動については、町有バスによる移動がほとんどで、その運転手につきましては、町とで委託契約している者に依頼をしております。この理由はですね近隣には大人数で移動できる貸切バス業者等がないためでございます。

本教育委員会といたしましては今後においても、当該通知に基づき、安全確保を努めこれまでどおり従来どおり運行してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長

(安岡 良仁 議長)

２番、岡洋志君

２番議員

(岡 洋志 議員)

はい。町バスには部活動をはじめ団体の移動手段として、これからも本当に利用していきたいと思っております。利用する方、

	運転士の方、双方に信頼と安心の出来るルールの策定を求めて質問を終わります。
議長	(安岡 良仁 議長) 2 番、岡洋志君の質問が終わりました。 (質問終了時間：16 時 38 分) 続いて、大坪千倫君の質問を許します。件名は、特定健診の受診率向上と国保加入者への還元策について他 1 件であります。答弁者は担当課長他となっております。3 番、大坪千倫君。質問を始めてください。 (質問開始時間：16 時 39 分)
3 番議員	(大坪 千倫 議員) はい、通告に従いまして、大枠 2 点質問を始めさせていただきます。大枠 1、特定健診の受診率向上と国保加入者への還元策について質問していきます。(1)今年度から特定健診の申込み方法が役場への直接電話に変更されております。この方法に変更されることになった経緯及び役場側が期待する狙いについてお聞きします。
議長	(安岡 良仁 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 大坪議員のご質問にお答えをいたします。健診の申込み方法を役場への直接電話に変更した経緯についてご説明申し上げます。

国が推進する自治体システムの統一化標準化に伴うシステム改修においてメーカー側の対応が遅れたことにより、従来実施しておりました郵送による希望調査ができなくなったことが主な原因でございます。

対応策につきまして関係者で協議するとともに、近隣市町村の申込み方法を照会をいたしました。その結果、各市町村では、従前より広報誌や放送で周知したうえで電話申込みにより受け付けをしているということでしたので、本町においても同様の方法で対応することといたしました。

本町といたしましても、従来と異なる方法への変更であることから、広報誌の掲載や放送の繰り返しの実施さらには保健推進員の皆様による訪問など、できる限り丁寧な周知に努めてまいりました。しかしながら結果として対象者の皆様に不慣れな対応をお願いすることとなりましたことは大変申し訳なく思っております。

なお、現時点におきまして前年同月と比較した場合、受診率はキープできているというふうに報告を受けております。以上でございます。

議長

(安岡 良仁 議長)

3 番、大坪千倫君。

3 番議員

(大坪 千倫 議員)

はい、丁寧なご答弁ありがとうございました。原因はシステムの不具合等が原因ということで理解しました。ただ受診率は比較でキープできているということで、職員の皆様の受診勧奨の成果で保たれておるということで分かりました。

(2) に行きます。電話のみの今回受け付けの変更にしました

	けれども、日中仕事で忙しい現役世代や電話手続を負担に感じる高齢者の受診控えを招く懸念があります。受診率向上のために、チェックを入れてポストに投函するだけの往復はがきの活用や、ウェブやライン等による２４時間受け付けなどデジタル窓口を導入すべきと考えますが、町の考えはいかがでしょうか。
議長	(安岡 良仁 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 答えいたします。貴重なご提言をいただきありがとうございます。ウェブによる申込み受け付けにつきましては、来年度の導入に向けて現在検討を進めているところでございます。具体的には、県の電子申請システムというウェブシステムがあるんですけども、そちらを活用してですね、ライフビジョンであるとか、町のホームページに掲載したURLから、アクセスをしていただいて、予約手続へそのまま進んでいただく形を想定しております。詳細につきましては来年度の実施に向けて引き続き検討整理をしてまいります。また往復はがきでの対応なんですけども、聞き取り項目が結構多岐にわたりまして、ちょっと小さいはがきでは対応は難しいと考えております。またLINEなどのその他の利便性の高いアプリの活用につきましては、そちらも視野に入れながらですね、近隣市町村等の動向も参考にしつつ、よりよい方法があれば積極的に導入できるように引き続き関係者と協議を重ねてまいりたいと思います。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長)

3 番議員

はい。ウェブは来年度、進める予定でおるということでした。全体的にも答弁としまして、受診率向上のために何ができるかというのを真剣に考えて、いらっしゃるというふうに受け取りましたのでぜひ、どんどん進めていっていただきたいなと思います。

議長

田岡住民課長。

住民課長

はい。お答えいたします。保険者努力支援制度ですが、事業費分と取組評価分の二つで構成をされております。令和7年度における本町の取組評価分は442点。県内23位でございました。交付金額につきましては、事業費分が683万1千円、取組評価分が80万7千円となっており、使途ということですが、いずれも関連する保健事業、運動教室であったり健康相談であったり、そういったものに充てております。以上でございます。

議長

184

3 番議員	3 番、大坪千倫君。 （大坪 千倫 議員） 合わせて700万前後ぐらいが保険者努力支援制度としてあると認識しました。そこで（4）の質問に続くんですけども、県内国保の保険の水準の統一が令和12年度を目標に進められておりますが、それに応じて今後も国保加入者の税負担は年々増加していくことが予想されております。そこで、先ほどご答弁いただいた保険者努力支援制度交付金を財源として活用して、健診受診者に対して、地域で使える商品券や健康ポイントを支給する仕組みを創設できないでしょうか。これを行うことによって高い国保税を納めている加入者への直接的な関連策となり、また健診を受ける動機づけの一つにもなるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。
議長	（安岡 良仁 議長） 田岡住民課長。
住民課長	（田岡 伊織 住民課長） はい。お答えいたします。高知家健康パスポートにつきましては、これ県がやってる事業なんですけども、すでに導入実施しておるところでございます。また令和8年度からは、この健康ポイントとは別にですね健康診査受診者へのインセンティブ施策として200円相当の町指定ごみ袋の配布を開始しております。 それから来年度に向けた受診率向上のためのインセンティブ施策につきまして、先月の5月にですね、関係者によるワーキンググループを立ち上げまして、検討を開始したところでございま

	す。この具体的な内容につきましては、県の保険者努力支援制度における財源活用の可否の確認であるとか、国保運営協議会での承認など、必要な手続をまだ経てない段階でございますので、現時点での内容の公表は差し控えさせていただきたいと思います。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 3 番、大坪千倫君。
3 番議員	(大坪 千倫 議員) はい。インセンティブ施策についても、ご一考いただけるということで、ぜひお願いしたいと思います。私が調べる範囲でも対象としていいかどうかという基準はあって難しい範囲であるというのは存じております。何とか小さなことでも実践できるように進めていっていただきたいなと思います。以上で大枠 1 を終わります。 大枠 2 に移ります。斎場におけるペースメーカーの取扱いについて進めていきます。ペースメーカーを装着したまま火葬を行うと火葬開始から 30 分以内に炉内で内蔵電池が破裂する危険性があるとのことです。この時間帯はちょうど火葬場の職員が火葬の進行状況を確認するタイミングと重なるため、非常に危険であるということです。もしこのペースメーカーの装着に気づかないまま火葬が始まっていると確認作業中の職員が、爆風や被災した破片に巻き込まれ重大な人身事故につながるおそれがあるとのことです。質問に移ります。 (1) 本町では斎場で火葬を行う際、ペースメーカー装着の有無を誰がいつ、どのような方法で確認をしているのか。現在の具

	体的なルールやフローをお聞きします。
議長	(安岡 良仁 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) お答えいたします。火葬業務につきましては、委託業者に一任をしておることからですね、具体的な対応フローについて、町として十分に把握できていなかった点は否めません。今後は委託業者と連携を密にしながら安全な対応フローを確認し整備してまいりたいと考えております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 3 番、大坪千倫君。
3 番議員	(大坪 千倫 議員) はい。私もこのペースメーカーが危険であるというのは、人から聞くまでは知らなかったんですけども、調べてみたユーチューブ等でも危ないですよというのは載っていたり結構な重大な事故につながる可能性があるものなのだなというのは理解しておるところです。 (2) に移ります。もし先ほど、そこまで綿密に対策を練られていなかったということですので、やはりそれでは見落としによる取り返しのつかない事故が懸念されます。提案ですけども斎場の利用申請書の中にペースメーカーの有無のチェックする欄を設けたりなど、確認体制の書面化を進める必要があると考えますが、町の考えをお聞きします。

議長	(安岡 良仁 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) お答えをいたします。確認体制の書面化につきましては、大変有意義なご提言をいただいたと思っております。その方法につきましては、斎場の利用申請書に加えるのではなく、葬儀社が作成する調書に組み込んでいただく形の方が連携上の漏れが生じにくいと考えております。葬儀社と調整のうえ、そのような方向で進めてまいりたいと思います。なおですね、またそれでもなお危険が懸念される場合につきましては、委託業者から町のほうへご相談をいただきましたらですね、従事する職員さんの安全確保に向けた対応を個別に検討してまいりたいと考えております。例えば耐衝撃性のゴーグルであったり、フルフェイスシールドの導入等についても検討してまいりたいと思います。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 3 番、大坪千倫君。
3 番議員	(大坪 千倫 議員) はい。これで質問は終わります。小さな工夫で大きな事故を防げるものだと思いますので、ぜひ早急に対応をお願いしたいと思います。以上で質問終わります。
議長	(安岡 良仁 議長)

	3 番、大坪千倫君の質問が終わりました。 (質問終了時間：16時51分) 続いて、廣田斎史君の質問を許します。件名は高規格道路と甲浦インター線について他2件であります。答弁者は、町長、担当課長他となっております。7 番、廣田斎史君。質問を始めてください。 (質問開始時間：16時52分)
7 番議員	(廣田 斎史 議員) はい。大変長時間お疲れさまのところでございますが、ラストですのでもう少しよろしく願いいたします。それでは私からは、大梓3点について質問をしていきます。まず一つ目高規格道路と甲浦インター線についてです。事業化が決定している高規格道路とそれにつなぐ県道391号甲浦インター線についてです。①、甲浦インター線の完成予定時期と工事の進捗状況をお伺いします。
議長	(安岡 良仁 議長) 足達産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(足達 善亮 産業建設課長補佐) 廣田議員のご質問にお答えいたします。平成31年度に事業着手し用地交渉、用地取得を進めながら令和7年度より橋台の工事に着手しております。令和8年度も橋梁の工事を施行する予定となっております。完成時期につきましては公表はされておられません。順次工事を進めていくと聞いております。以上です。

議長	(安岡 良仁 議長) 7 番、廣田斎史君。
7 番議員	(廣田 斎史 議員) はい。再問です。その道路の工事ですね、住居とかあったところをもう今、取壊して更地になってるような状態ですが、道の工事自体が始まっていくのはいつからなるんですか。
議長	(安岡 良仁 議長) 足達産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(足達 善亮 産業建設課長補佐) 廣田議員の再問にお答えいたします。まだ用地買収が終わってないところもございますし、用地の交渉が済んだ所から順次やっていくということを聞いております。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 7 番、廣田斎史君。
7 番議員	(廣田 斎史 議員) 分かりました。はい。2 番目の質問に移ります。国道 5 5 号線からインター線に入るところ白浜の人工地盤前の防風林あそこが伐採されることになると思うんですが、そうになるとやっぱ海からの強風や砂などを防ぐ対策、防風柵などが必要になってくるんじゃないかと思いますがそういう対策をどう考えているのか伺います。

議長	(安岡 良仁 議長) 足達産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(足達 善亮 産業建設課長補佐) 廣田議員のご質問にお答えいたします。県に確認をしたところ、現在は防風柵などの対応は計画していないという回答をいただきました。地区からの相談や要望等がございましたら、産業建設課までお知らせください。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 7 番、廣田斎史君。
7 番議員	(廣田 斎史 議員) はい。ちょうど何て言うんですか、人工地盤、ちょうど人工地盤があって、それが風除けになるかなとも考えるんですが、1 回地区にまた持ち帰ってまた要望などありましたらまたご相談に伺います。はい。 それでは 3 番目に移ります。計画交通量が 1 日、1, 0 1 9 台、設計速度 4 0 キロとなっていますが、交差点、特に五社神社前、交差点の安全対策をどうとるのか伺います。
議長	(安岡 良仁 議長) 足達産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(足達 善亮 産業建設課長補佐) 廣田議員のご質問にお答えいたします。交差点の安全対策は、

	高知県と県警本部規制課の協議をもとに計画しております。安全に通行できるように計画していると聞いております。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 7 番、廣田 斎史君。
3 番議員	(廣田 斎史 議員) まだ、具体的な対応策というか、いうのはまだできてないというか、ですかね。
議長	(安岡 良仁 議長) 足達産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(足達 善亮 産業建設課長補佐) 廣田議員の再問にお答えいたします。詳しくは県警になりますので、県警に確認してまた後ほどご報告をさせていただけたらと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 7 番、廣田 斎史君。
7 番議員	(廣田 斎史 議員) はい。前にというかお聞きしたときに、信号等はつけることは無理やということだったんで、一つ考えられるのが路面表示で注意喚起するっていうのは、要望していただいてほしいと思います。ただ、よく僕らも経験があるんやけど高速道路から降りたときに、スピード感がちょっと狂ってスピード出てしまうっていう

	のがあるんで高規格道路から降りて橋を、新しい慎太郎の橋を渡ったり勾配ついてるから、ちょっとやっぱスピードがついてくると思うんで、その辺ちょっとやっぱ、路面標示などちょっと工夫していただけるように要望していただいたらと思います。はい。それでは④に移ります。現在、事業化が決定している高規格道路完成後、本町に期待される経済効果を伺います。
議長	(安岡 良仁 議長) ここでお諮りします。時間が5時を過ぎますが、このまま会議を続けることにご異議ございませんか。 (異議なしとの声あり) それではそのまま議事を進めます。ちょっと待ってください。 (チャイムが鳴る) 足達産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(足達 善亮 産業建設課長補佐) 廣田議員のご質問にお答えいたします。高規格道路は完成いたしますと、関西圏からの来客や地場産品の物流に大きく寄与すると考えております。自然を活かした観光客誘致を行うことにより、交流人口の拡大や遠方への通勤が可能となり移住者の増加も見込まれると考えております。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 7番、廣田斎史君。
7番議員	(廣田 斎史 議員)

	はい。まだまだ先のことで少し細かいところまではなかなか効果を聞くのはなかなか難しいと思いますので、そういうことで、はい、お聞きしました。それでは5番目、完成後防災面での効果これはどういうものがあるのか伺います。
議長	(安岡 良仁 議長) 足達産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(足達 善亮 産業建設課長補佐) 廣田議員のご質問にお答えいたします。防災分野といたしましては、地震による津波が発生しても、津波が到達しない高さに計画しておりますので、高規格道路へ避難することも可能です。また55号の道路啓開も3日を超えるとされておりますが、高速道路ができることにより、啓開日数の短縮が見込まれます。また、台風や大雨による国道55号や国道493号の通行止めが発生いたしましても孤立することなく通行ができる道路となります。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 7番、廣田斎史君。
7番議員	(廣田 斎史 議員) はい。高さが十分あるので高規格道路も避難する場所になるということでしたが、令和7年の3月の議会でちょっと質問させていただいたんですが、生見ヘリポート付近のキャンプ場を兼ねた防災拠点の設置計画についての質問させていただいたときに、高規格道路の関係で地形が変化するので建設のめどが立ち次第、再

	検討していくとの答弁をいただきましたが、その後進展ありましたらお伺いします。
議長	(安岡 良仁 議長) 足達産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(足達 善亮 産業建設課長補佐) 廣田議員の再問にお答えいたします。現時点ではまだ、本格的に高規格道路の工事がまだ始まっておりませんのでヘリポート付近にある土砂の搬入搬出がほとんど行われてない状態になっております。これから順次検討していきたいと考えております。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 7 番、廣田斎史君。
7 番議員	(廣田 斎史 議員) はい。分かりました。それでは、2 番目、二つ目の質問に移ります。支援事業費補助金についてです。①、東洋町地域活性化プラン支援事業補助金についてですが、この 6 月議会に補正予算で計上されましたが、この補助金については令和 6 年度の当初予算から計上されていませんでしたが、その理由を伺います。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長)

廣田議員のご質問にお答えします。この東洋町地域活性化プラン支援事業費補助金は、平成26年度に要綱を制定しまして、これまでの申請件数は50件、37団体への補助実績となっております。補助の目的は、町民が自ら考える仕組みをつくることにより、地域の主体的な活動の助長及び人材を育成することにより、自立したまちづくりの推進を図るため、個人や団体等が地域を元気にするために実施する事業に要する経費を補助をするものでございます。補助金の交付対象事業は、地域づくり支援、広域的連携、集落の力につなげる活動推進支援の三つとなっております。

議員ご承知のとおり令和6年度から令和8年度にかけまして、当初予算での予算化は見送ってきておりますが、その理由としましては、補助金の申請件数の減少によるものでして、令和6年度以前の過去5年間で、対象となる補助事業の申請件数は合計7件となっております。平均をしますと1年に1件程度の申請に留まっているところです。

これから本補助金の活用などの検討、希望される団体などがございましたら、随時補正予算での対応をさせていただきたいと考えております。この6月議会におきましても、1件分の補助金を予算計上させていただいております。以上でございます。

議長

(安岡 良仁 議長)

7番、廣田斎史君。

7番議員

(廣田 斎史 議員)

はい。令和6年度の当初予算から計上されてなくて、その時点、それを見てというか、それによって僕もそれから補助金自体のあ

れがなくなったかなという勝手に理解をしてたんですが、2年前、令和6年ですかね、白浜青年団で子供みこしを購入するのに補助していただいて、2年間子どもみこしを白浜五社神社の祭りでそれやったんですが、すごく大好評で皆さん喜んでいただきました。予算に上がってないからなかなかもうそれでないのかなと思って周知もしなかったんですが、やっぱりすごくいい補助金やと思うんで僕らも何て言うんですかね、広くやっぱり住民の方にも周知していくように心がけていきたいと思います。はい。

それでは2番目に移ります。②がんばる漁業支援事業費補助金交付要綱の一部改正についてです。令和8年ですね、令和8年から改正なってるんですが、第14条第1項1の中の漁業者（新規就漁者は含まない）を漁業者（町内漁業協同組合の組合員で年間15万円以上の海産物の水揚げ又は海産物販売金額は年間15万円以上であることを証明できるもの。新規就漁者は含まない）に改められましたが、この理由を伺います。

議長

（安岡 良仁 議長）

生田産業建設課長。

産業建設課長

（生田 憲一 産業建設課長）

はい。廣田議員のご質問にお答えいたします。これは補助対象者である漁業者の基準を分かりやすく明確にするために定めたものでございます。以上でございます。

議長

（安岡 良仁 議長）

7番、廣田斎史君。

7 番議員	(廣田 斎史 議員) はい。分かりやすく明確にということですが補助対象がちょっと厳格になったというか、ハードルがちょっと上がったということにもなると思うんですが、次に移ります。組合員、組合員ですよ。組合の中には正組合員と準組合員が存在しますが、この両方を指すのか伺います。
議長	(安岡 良仁 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 廣田議員のご質問にお答えします。そのとおりでございます。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 7 番、廣田斎史君。
7 番議員	(廣田 斎史 議員) はい。次、年間 15 万円以上の水揚げ又は販売金額は年間 15 万円以上であることを証明できる者とありますが、これは町内の市場への水揚げに限るのか、また販売先や販売方法に規制はあるのか伺います。
議長	(安岡 良仁 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長)

	はい。廣田議員のご質問にお答えします。町内の市場への水揚げに限ったものではございません。また、販売先や販売方法につきましても限定はしておりません。これは漁業者であることの確認として一定の基準を定めたものであります。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 7 番、廣田斎史君。
7 番議員	(廣田 斎史 議員) はい、再問です。これを証明する際にそれを基準に達しているという証明する際に、必要な書類等が必要なんじゃないかなと思うんですがその辺はどうなっていますか。
議長	(安岡 良仁 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 再問にお答えします。漁業者であることの確認としまして全ての申請者に申請時において領収書または納品書の写しを提出いただいております。以上です。
議長	(安岡 良仁 議長) 7 番、廣田斎史君。
7 番議員	(廣田 斎史 議員) はい。次に行きます。別表第 1 の 3 の (2) の中、漁業機械、

	設備改善事業区分の採択基準に中古品の購入については、販売業者の期間保証を得られることを条件とする。と加えられましたが、この理由を伺います。
議長	(安岡 良仁 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 廣田議員のご質問にお答えします。これは中古機械などを購入後1年や2年程度で壊れたからまた次の機械の購入に補助金を充てるといふ、安易な補助金の活用を制限するために定めたものでございます。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 7番、廣田斎史君。
7番議員	(廣田 斎史 議員) はい。ということは、それ以前に中古品でも補助の対象になっていたということですかね。
議長	(安岡 良仁 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) はい。再問にお答えします。以前からも対象にはなっております。

議長	(安岡 良仁 議長) 7 番、廣田斎史君。
7 番議員	(廣田 斎史 議員) はい。次です。販売業者の保証期間これ最低どれぐらいの期間が必要なのか、伺います。
議長	(安岡 良仁 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) はい、廣田議員のご質問にお答えします。一定の基準が必要でありまして5年間を目安としております。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 7 番、廣田斎史君。
4 番議員	(廣田 斎史 議員) はい。5年間ということです。分かりました。はい。それでは③、がんばる農業の補助金のほうです。これも一部改正になっているんですが、先ほどの漁業と一緒に年間15万円の証明できるものと改められていますが、これも販売先や販売方法に規制があるのか伺います。
議長	(安岡 良仁 議長) 生田産業建設課長。

産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) はい。廣田議員のご質問にお答えいたします。がんばる漁業と同様に農業者であることの確認として一定の基準を定めたものであり、販売先や販売方法を限定するものではございません。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 7 番、廣田 斎史君。
7 番議員	(廣田 斎史 議員) はい。これもやっぱり、さっき漁業みたいに伝票とかそういうものであると理解します。はい。それでは次も中古品、同じことになると思うんですが、これ両方ほんなら次とその次で、中古品の購入を上限とするを加えられたんと最低何年というのを併せて質問させていただきます。
議長	(安岡 良仁 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長) 廣田議員のご質問にお答えします。がんばる漁業と同じ答弁になりますが、中古機械につきましても、購入後 1 年や 2 年程度で壊れたから、また次の購入に補助金を充てるという安易な補助金の活用を制限するために定めたものでありまして、その保証期間につきまして、これもがんばる漁業と同様に 5 年間を目安としております。以上でございます。

議長	(安岡 良仁 議長) 7 番、廣田斎史君。
7 番議員	(廣田 斎史 議員) はい。分かりました。それでは、三つ目、最後の質問です。白 浜キャンプ場のイルミネーションについて伺います。これ町民や 観光客にも大変好評だったんですが、令和 5 年を最後に設置され ていないと思うんですが、これに至った経緯と今後復活の可能性 があるのか、伺います。
議長	(安岡 良仁 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) ご質問にお答えします。白浜キャンプ場を活用したイルミネ ーションイベントは、平成 2 9 年度から令和 5 年度、令和 5 年ま での 7 年間実施をしてまいりましたが、町内外の方にも冬場のイ ベントとして定着をしてきたのではと思っておりましたが、イル ミネーションに必要な機材の貸し出しから設営を委託しており ました阿南市商工会青年部の阿南光のまちづくり協議会が解散 してしまったこと、また令和 6 年度から白浜キャンプ場の運営及 び管理を民間に委託したことにより、長期間利用することが困難 になったことからイルミネーションの設置を見送ってきており ます。このような理由からイルミネーションイベントの復活は現 在考えておりません。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長)

7 番議員

はい。白浜のキャンプ場もファウンディングベースに委託つていうことで、なかなかいろいろとハードルはあると思うんですが、場所をキャンプ場じゃなくても、白浜いろいろな場所がありますんで、もしできるような可能性がありましたら、また考えていただけたらと思います。はい。これで私の質問を終わります。

議長

7番、廣田斎史君の質問が終わりました。以上で本日の議事日程は全て終了しました。これにて本日の会議を閉じます。以上をもって令和8年第2回東洋町議会定例会を閉会します。どうもお疲れさまでございました。これで議会放送を終了いたします。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長

宇 田 良 仁

署名議員

廣田 裕史

署名議員

田 島 義 夫

